

第七回 参議院農林委員會會議錄第六号

昭和二十五年二月二十日(月曜日)午後二時十二分開会

本日の會議に付した事件

○新農業政策確立に関する調査の件
(早場米及び超過供出の奨励金の件、芋類及び雑穀の統制の件、生産割当の件)

○委員長(楠見義男君) それでは只今から委員會を開会いたします。

本日は新農業政策確立に関する調査に関する委員會として、右に關連いたしました諸般の事項につきまして御質疑がございますれば、政府当局に対して御質疑を頂きたいと思ひます。

大臣は少し遅れるようでありますが、必ずこちらにお出でになります。それから農政局長と官房長はこれ少し遅れますが、後程参りますから、食糧庁長官が今見えておりますから、食糧庁長官に対する質疑からお始め頂きたいと思ひます。

○北村一男君 或いは長官のお手許に新潟県の方から電報でお願い出しておるかも知れませんが、一昨日新潟におきまして、どこから情報が出ましたか、私は單位農業協同組合に行つておりましたのはつきりいたしません。が、二十五年度はそういうことはないと思ひますけれども、私に伝えたい人は、二十五年から早場米奨励金、それから超過供出の二倍の買上げを中止するんだと、これは大変であるから大會を開いて、協同組合中心の大會を開きまして、中央に頼まなければならん

と、こういうようなことで、中央に電報を打つたということを開いたのでございまして、そういうような御措置をお採りになるような何物があるかどうか。この点一つ明確にお知らせ頂きたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 早場米奨励金につきましては、二十五年産米についても是非継続をしたいという考え方で、全般的準備をいたしております。只今のようなお話は、何かの間違ひではなからうかと思ひます。現に予算の上におきまして、六十億の早場米奨励金を計上いたしております。前年度は七十億の予算を計上いたしておつたのでありますが、実績は五十億であつたかと思ひます。それで状況によつて、七十億程度必要である場合もあるかと想像されますので、表面的ではありませんが、特別会計の予備費の中に、早場米奨励金の六十億に不足する部分を見込みまして、予備費というものを付けておる次第であります。それから超過供出奨励金については、二十四年産米と同様に二倍の価格を以て実行したいということ、これも同様様に予算に計上いたしておる次第であります。

○岡村文四郎君 長官も御承知のように我々委員會は、新しい農業についての審議を、十分各方面からも知識を得るつもりで審議いたしておりますが、将来の日本の農業についても大事であります。実は二十五年年度の農業をいたしたために、非常に重要な統制品目の区別がまだ十分付いておらんというのがある(に)聞えて、非常に迷つておるのではありませんが、何と申しまして、もう三月に入らんといたしております。三月四月は五月の播付けを前にして、十分農家は計画を立てなければならぬ時期にさしかかつておられますが、現在のところの食糧庁の雑穀その他についての御方針はどこまでお決まりになつておりますか。先程承りますと、まだどうも確定いたしておらんように承りますが、昨日の前橋における治水工事の大會に農林大臣が御出席になつて、雑穀は六月までは統制を全廢する。するかも知れないというのではなしに、はつきりするといふ言明をされておりますが、六月というのは非常に半端な時期でありまして、二十四年度産の雑穀の残つたものは、六月には全廢をされるというならばそれでいいのでありますが、二十五年年度の播付けは六月にはすでに終つております時期で、この中途で分らんことは、播付けには支障があると思ひます。で、殊に全部ではありますまいが、日本で畑作で一毛作しか取れない地帯が相当にあるわけでありまして、統制品目によつての農家の作付の計画は大きなものがあるのでありまして、速やかにそのお示しを願ひたいと思ひますが、前申上げましたように、まだどうもはつきりいたしておらんようで、ここで長官を一人責めても、これは止むを得ないと思ひますが、大体これならば違ひはなからうという事柄でもお聞

かせを願ひたいと思ひます。沢山お聞きすることはありますが、一応先にそれを伺ひして、然る後にいろいろお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 雑穀の問題は、以前からいろいろ論議があつたのであります。私共も農家の経営の上からもこの点を十分考究いたしました。適當な措置を講じなければならぬのではないかとこのうに考えておつたので、只今お話がございましたように、未だ最終的な結論は出ておりません。従つてはつきりしたことを申し上げる段階にはないのではありません。雑穀は統制を撤廢すべしという議論もございしますが、又本年の事前割当の状況等から見ますと、やはり統制の中に入れておいて貰われないと非常に困るという事情も伏在いたすように私共は觀察いたしております。主食に關します統制が全面的に止められればこれは格別、そういう事情にはございせんので、そうしますと雑穀の統制を計画から外した場合に米作農家に対する負担が相当きつくなるということも考えなければならぬのであります。この点はその事情も十分考慮いたしまして雑穀の問題を解決しなければならぬかと考へてゐるわけでありまして、できるだけ近い機会に概要なりともお話し申し上げることができまうようにしたいと思ひます。

○岡村文四郎君 雑穀と申しまして、例へば落花生のごときものはこれは当然外してもいいと考えますし、又稗だの粟だのというようなものも統制を外しても食糧の自給には支障はないと実は考へておりますが、私大いに聞かんとする、聞きたいことは大豆、燕麥その他の色豆類、これらはつきりいたしませんと、実は御承知のように大豆と申しますと、私は大豆が日本で油の關係から非常に重要なことはよく承知しておりますし、日本の生産では足りないことも承知いたしております。そこで輸入をいたしておりますことを考へて見ますと、現在の日本の大豆の価格と輸入価格を比較して見ますと、アメリカから入つて来ておりますものでも中国から入つて来ておりますものでも、相當の開きがあると思ひますが、御承知のように中国からは恐らく二十五年年度に消費いたします油脂の原料になる大豆が入つて来ることは不可能だと思ひます。そこでアメリカから入つて来ることを予想いたします時分には相當の価格の開きで、大体去年の末あたりのことを考へて見ますと、日本の大豆の価格とは相當の開きがあります。日本で現在輸入せんといはしてあります大豆の数量と、日本の生産の数量のその巾を輸入によつて求めることになると、恐らく補給金が十七八億は要するのじやないかという氣がいたします。そこで外国輸入も結構であります。そういうものを日本の大豆の増産に振向ける。そうして現在七とか八とか調節つかないということになつております。大豆の増産もさしたる面倒はないじやないか。そこで輸

○政府委員(安孫子藤吉君) 補給金が四百数十億ありまして、これを食糧輸入に使わないで国内の増産の施設にその金を使うべきであるという議論は私も非常に考慮すべき問題であるとして考えておるわけであります。ただこれは議論になるかと思ひまするけれども、本年の需給の推算から申しますと、約三百何万トンかの外国食糧を入れなければ穀類を主としたしまして二合七勺ベースの維持は非常に困難であるということ、輸入数量を策定した

瀕発しておりますので、実收當時になりますと相當割當を減らさなければならぬという強い要望があるのであります。そういたしますとそれによつて空きました穴はどうしても外国食糧を入れざるを得ないという実情もあるものであります、一挙に外国食糧を大きく引下げまして、国内増産のみに頼つてしまふということも、需給の面を担當いたしております私共の觀察から申しますと、甚だ危険かと思ひますので、その辺は十分調整を取つて考えて参りたいと存じております。それから雜穀の輸出の問題でありますが、これは具体的な問題として或いは御相談申上げた方がよからうかと存じます。一般的にどうこうと申上げますよりも、左様なお取扱いに願へば幸せであるかと存じます。それから大豆と燕麥

は統制を外すか、外さないかということでありますが、大豆の統制の撤廃は非常に困難であると思っております。これは続ける方向で考えて頂いて結構じゃないかと思えます。相当外国産の大豆が余計入つて参りますれば、油の需給状況も或る程度緩和するから外してもいいと、こういう議論もあるわけですが、現状では中々貿易が殆んどできない状況でありまして、挙げてアメリカ産の大豆を入れる状況であります。先の見通しといったしまして

○岡村文四郎君　甘藷と馬鈴薯の統制も大体外すことには我々も承知をいたしておりまするし、政府もそのつもりで行つておるようでありますが、希望數量と言いますか、政府の買上げます數量を大体お示しになつておるようであります。甘藷の方は馬鈴薯と違ひまして、九州、四国、中国地方はキュアリングというふうなあゝいう設備もなくて、殆んど十月から翌年の五、六月までは貯蔵ができて、主食の出廻りを睨んで出してもさしたる支障はない。ただ金融の措置がそれについて廻るくらいところで、決して芋の生産に對しまする増減は、そう考えなくてもよいのではなからうかと考えますと同時に、西の方の芋は同じ品質でも非常によい芋が穫れるので、そういう面からも需要者が喜んで買つて呉れる

ような芋が非常に穫れますから、それはそれでよいと思いますが、関東、それから東北、北信の一部で作つておられます芋は西の方の芋のようなわけには参りません。そこでその面の転換にも大豆が相当に使えると思ひますが、一番困つておりますものは馬鈴薯、即ち北海道の馬鈴薯であります。が、これは聞くところによりますと、非常な差額を拵えて、そうして買入れしやせんかという杞憂を持つておる人があるようでありますが、私実は確に

○政府委員(安孫子藤吉君) 甘藷並びに馬鈴薯の買入れ問題は、いろいろ問題を起しましたが、結局お話のように、合せまして四億圓を買うことについて了承を得たのでありますが、その買入方なり、或いはどんな振合にするかということについて、いろいろ只今研究をして、近く庁県知事等に指示をいたしたいと準備をしておる最中であります。北海道の馬鈴薯であります、今度の芋類の買上げは、これは全部總合用に充当すると、工業用には充当しないという條件になつておるのであります。芋の産地と消費地との関連性をいろいろ検討いたして見ますと、北海道はその点において非常に不利な状況

地においてこれを処分せざるを得ないこととなります。これを内地において処分しますに当つては、御承知のように、相當の輸送力を必要といたしまするし、又価格の面についても、消費地においていろいろ問題を起すのであります。その辺の調整をどう取るべきか。併しながら、一面北海道の農業事情からいたしますと、ここで政府の買入數量を相當引上げることがどうしても必要であるという事情も、私共としては了承いたしておりますので、その辺の経理の状況と申しますか、芋を賣うことにつきましては、食糧管理特別會計に、そのことによつて赤字を生じないということも一つの條件になつておりますので、その辺と北海道の事情とを睨み合せまして、どの程度の數量にするかということ、只今道庁とも

相談をいたしておるのであります。二億貫程度じやなく、もつと私共といたしましては、北海道の事情も考慮して余計貰つて、これが処分方法について何とか工夫して行つたらよろうではないかという氣持で交渉いたしておる次第であります。

○岡村文四郎君　いろ／＼御心配を願つておるようでありますが、我々も共に心配いたしておりますが、問題は、今長官のお話の北海道の馬鈴薯を、自家の消費でなくて、それ以上処分をど

うるのかの問題で数量が決まつて来る
と思うのでありますが、私は今までや
つておりませんので、我々は経験を持
つておりますがやつておりません。か
ら、その準備と仕組みに困難だと思
いますが、輸送の関係がありまして、
種芋が専ら出る時分に、同じ時期に相
当いたしますので、船積みにして輸送
をするならばこれは簡単に参ります
が、船賃と汽車賃との開きが非常に大
きいので、これもなか／＼問題になる
のであります。大体ここまで持つて参
りました割合豊凶の少い甘藷、馬鈴薯
を主食に組入れることが、最も日本の
食糧に非常な強味を持つのでありまし
て、輸入その他の関係で段々すたれが
ちになつて参つておりますが、私は東
京、名古屋、京都、大阪という大消費
地に、北海道を十一月の半頃に積み出
して内地に持つて来て、そうして立派
な倉庫でなくても、普通の倉庫であれ
ば、決して凍らずに済むと考えており
ます。そこで十二月、一月、二月、三
月とこれを順次市場に出すならば、こ
れは処分もそう面倒でなくて、喜んで
買つて貰えるものと実は考えておりま
す。そこで、それには品種が非常に大
事でありまして、穀粉用の品種では
いけないので、食糧として十分需要者
が喜んで買つて呉れる芋さえ持つて来
るならば、これは決してそう悲観する
必要はないと実は考えております。そ
の計画を立てるのには、少々なら結構
であります。が、実際にそういうこと
にするならば、政府の方でも相当の援
助をするか、又は政府自身が買つて貰
うかするのですね、その大きな実
現は不可能だと思つております。汽車
輸送の関係は、大体今までに種芋が二

百万俵内地に来ておりますが、これは
国鉄の方で早いうちに計画を立てれ
ば、国鉄程計画輸送をうまくやること
ろはないのであります。私は相当数
量が内地に持つて来られる自信は実
持つております。まだ交渉して見ま
せんが、そんな関係で、俄かに勝手にし
なさいというふうな形にしないで、何
とかここまで持つて来た芋を、もう少
し活かす方法を考えますことが日本の
今後の農業に対する実に大きな方面で
はないかと私は考えております。そこ
で、いろ／＼お話を承つて見まして
も、日本産米と芋との差額の大きいと
ころはあります。御承知のように、
外国はどこへ行つても馬鈴薯は米より
高い価格を持つております。日本は食
い方が分らんものですから、非常に安
い価格になつておりますが、これは今
後日本の農業は馬鈴薯を相当に加味し
た農業政策を立てるのでなければ発展
をしないと考えてます。と同時に、今
年から折角できたところの芋の格付けそ
の他のことを余り等閑にしないでやつ
て行く方が一番よいのではあるまい
か。外の作物は、御承知のように、非
常に天候に支配されがちのものが多
いのであります。芋のような割合にそ
ういふことのないものは、大いに日本
として将来考えて置く必要があると思
います。が、前申し上げましたような方
法を採る時分に、政府は何ら干渉なし
にそれは現地で自由にやればよいとい
うことになるか、そういうことで若し
計画ができれば大いにそこに立入つて
やつて行くといふことになるか。今初
めてのお話ではつきりとはできません
が、長官の今のお考えだけでもお聞
かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 何か少し
見当違いになるかも知れませんが、政
府が買入れましたものについては、政
府の責任においてこれが処分を大消費
地等においてやつて参りたいと考えて
おります。その数量が幾らであるかと
いうことについては、先般申し上げまし
たようにいろ／＼な事情があります。の
で、道と交渉したしておるといふ事情
にあるわけでありまして、それ以外のも
のにつきましては、例えば種芋等につ
きましては、一応これはこの際、従来
からも議論がありますように、政府で
買入れるという形よりも、むしろ組合
形態において需要者と直結して取扱
れることが最も生産の面においてい
いのではないかという考え方をいたして
おるのであります。が、まあそういうよ
うなことで種芋の方は取扱う。そのお
と政府の買入の以外に相当の馬鈴薯
が残るわけでありまして、これは地元
におきます穀粉の工業原料として使
うとか、それでもどうしても処分し切
れないというものについては十分伺い
まして、政府で買入れるという形でな
く、いろ／＼御覧して、北海道の農
民に対して非常に大きな支障を来たさ
ないようになつて参りたいというふう
に考えておる次第であります。

○岡村文四郎君 大体芋に対するお考
えも分りました。が、種芋についてで
ありますが、これは今長官のお話にな
ります。種芋は行くとことになりまし
ようし、大体そういう心組みでやつて
おるようであります。が、大事なことは
その種芋で生産をした馬鈴薯をどうす
るかという問題で、本州の馬鈴薯を耕
する農家の心構えが非常に變つて来る
のであります。そこで二十五年に生産
をした種芋を二十六年の馬鈴薯の生産
に使うわけでありまして、価格の問題
が非常に關係をいたしております。の
で、大体作つた芋の価格によつて種芋
を考慮されるようで、今のところでは
昨年使つたような種芋の大体の数量は
大凡そ見込まれると考へております。
非常な値段のことで足踏みをしておる
所もあるようであります。そこで政府
でも内地で作ります馬鈴薯も相当数
量、統制はしなくてもお買上げになる
御方針である以上、非常に採算上工合
が悪いとかいうことにならんやうなお
考えを示して貰いますと、本州の種芋
を買います農家のためにも非常に心強
くなるし、北海道の種芋ももう少しは
行くわけでありまして、これは公に指
示されるわけに参ります。これは公に指
示されるわけに参ります。が、いろ
いろそういうことを聞いて来るものが
多いものですから、政府の方では成
るだけ馬鈴薯の生産も一つの方針を立て
て、統制はしないが買上げて行く方針
をお示しになることが一番いいことだ
と考へております。是非内地の生
産界に對しましては、今までの方針を
特続して行くやうなお考えの下に、十
分な指示をして貰いますことを御希望
申上げて置きます。

○池田恒雄君 只今雑穀のお話が出ま
したから、雑穀についてちよつとお尋
ねいたしますが、この間文書で、雑穀
の統制に関する質問をいたしまして答
弁を頂いたのでありますが、その中農
林大臣が指定しておる雑穀というもの
は、相当の数になつておるわけでは
ない。その雑穀のうち、つまりグリーン・
ピースのようなものも雑穀に入つてお
るわけですが、小豆とか……私はこ
うの場合雑穀については、粟、稗、大豆
というやうなものと、グリーン・ピー
ス、それから何か歯で噛めないやうな
ものがあるやうですが、ああいうやう
なもの、小豆、ああいふものは、こ
の段階に於ては区別してそうして考へ
るべきことではないか。こういふふう
に思ふのでございますが、如何なもの
でございませうか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 雑穀と申
しましても、あの中には御指摘のよう
に穀類と豆類とあります。それで豆類
については、穀類と同等の扱いをしな
い方がよいのではないかと私も思つ
ております。但し大豆を除いた豆類、
グリーン・ピースでありますとか、豌豆
でありますとか、或いは蚕豆であります
とか、そういうものについては、
やはり別途の考え方をすることが適當
ではなからうかというふうには考へ
ておるわけでありまして、そういう具
体的にどうしようという問題については、
まだ結論は出ておりません。観念的に
そういうふうな扱いをすることになつ
ております。

○池田恒雄君 そうしますと、私は雑
穀というのと、穀という字がついてお
りますから穀類というふうに先ず考へ
ておるのです。ですからまあ粟、稗のよ
うなものは、一応雑穀として考へてそ
の生産をやつて行く、統制をするとい
うことも考へられますが、豆類の方で
は、やはり大豆を除いた豆、あれは主
食というよりも嗜好品の性格が非常
に強い。それから生産量も實際は非常
に少ないのではないかと考へる。その生
産の方法というか、作付けの方法です
ね、これは農家の経営から申しまし
て、米、麦というやうなものと同じよ
うに基幹作物として作付けられておる

のではなくて、畑の補完的な、非常に浮動性のある作付けの方法を取つておられます。そういう点から申しますと、私はあれをどのくらい買付けておるのか知りませんが、買付けるにしても、收穫の上において、政府としては、外の物よりもつとむずかしい努力、或いは精力を費すじやないのかと思ふのです。それからもう一つは、あれを買取ることによつて、一体今日食糧の需給は苦しいというが、その苦しい食糧の需給に対してどのくらいの役割を果すものか、そのことなんです。私は非常に疑問なんです。これを御説明願います。

○政府委員(安孫子藤吉君) お話の点は、需要総量に対して、雑穀の消費量が何%であるかという数字を出しますれば一番簡明じゃないかと思ひます。これは計算いたしまして、あとで答へいたします。

○池田恒雄君 只今数字を計算されると申しましたが、その場合、私は本當の主食に適合した雑穀、大豆とか或いは粟、稗という穀類と、嗜好品的な雑穀、小豆とかグリーンピースとか「さざげ」というようなものを、こういうのは別にして考へておるのでございませう。そういう嗜好品的なものは、一体どのくらいの役割を果しておるか、そういうものを作付けしたり收穫したりするには、むしろ外のものよりも面倒なのではないかということですね。こういうふうな場合に、若しあとで説明が頂けるならば説明をして頂きたい、こう思ふのであります。それからもう一つ、雑穀と絡みましてお伺いをいたして置きたいのでありますが、この間文書による説明でも、芋の政府の

買上げようとする量は、甘藷、馬鈴薯を含めて四億を超えるのですか、四億でしようか。四億と押さえられておつたといふと、これは従来の政府の買入数量の三分の一見当になるものでしょうか。

○政府委員(安孫子藤吉君) さつきの雑穀の点は計算をいたしました。資料として差上げたいと思ひますが、大豆は実は主食用としては使つておりません。全部搾油原料に廻してあります。それから雑穀の配給は、大体集荷をしました。その県において県内消費に充當いたしております。県内を移動いたしまして、雑穀を配給いたしております。これは非常に例外です。従いまして北海道あたりでは相当雑穀の配給が多い。東北の一部、或いは南の方となつておりました。県内の移動といふものは余りやつておりません。もう一つはこれは米の代替として雑穀の供出を認めておりますので、大豆は別でございます。外のものにつきましては生産者は米を出すか、或いは米が苦しいれば雑穀という形において大体の措置を執つておりますので、雑穀としての強制というようないたしておりません。附加して置きます。それから大体去年は七億でございましてそれ以上でございます。

○委員(橋見義男君) 甘藷、馬鈴薯両方併せて三分の一位かという……
○政府委員(安孫子藤吉君) いやそんなものじゃございません。大体半分位であります。
○池田恒雄君 そうしますと雑穀の方が米と代替で、必ずしも雑穀が一定の枠で供出させられておるわけでもないわけですから、この場合は必ずしも作

つておるわけでもない。こういうふうな解釈されるかも知れません。ところが今畑作の方の割当を見ますと、実際に作付させるといふのではなくて、又実際に作付しておるといふのではなくて、一反歩につき何ぼという作付比率が出されておるのです。やつぱり一反歩の畑を持つておられますと、夏作といふと甘藷が五十五%、それから粟、稗のようなあいう雑穀がその内の十何パーセント、こういうふうな……、そして一〇〇%になるわけです。夏作の作付面積一〇〇%、こういうふうになつておるのでございませう。そうするとこれがそのことさへ問題になるわけですが、それは今ここでお預りしまして、つまり政府が芋の買入数量を昨年の、今までの半分にした、とこういたしますと、そこから必然に、あの流儀で行きますと一反歩の作付比率は甘藷の方が二十五減るわけです。そうすると二十五だけ空くわけですが、それは自由に作付して宜しいということにお取扱いになるのか、或いは又その二十五というふうな空いた所に何か雑穀か何かを入れるのか、こういうことなんです。これを一つ御説明願ひたい。

○政府委員(安孫子藤吉君) 甘藷の買入数量が去年の仮に半分だとすると、作付面積が非常に簡単に言ひまして半分減る、というこの前提は私はどうかと思ひますけれども、仮定として半分になつて、外のものを全部作るのだという仮定……。それは何を作つてもいいのでしようかという御質問、それからその空いた面積に対して、何か外の作物を強制するの、か、というのが御議論の要点で、非常に機械的な議論を

いたしますれば、それは実情はそうではないと思ひます。空いたものがあるならばそこは何を作つてもいいということになるわけですが、それから二十五年の米、或いは雑穀につきましては、すでに割当を中央といたしましては指示いたしております。その範囲内において生産者がそうした土地を利用することは結構だと思ひます。それ以外に生産割当、或いは供出割当をする者は只今のところはございません。

○池田恒雄君 そうしますと、つまり畑で申しますと、畑作についての供出割当と申しますか、作付割当もそうございしますが、大体において昨年なんかより変化がないと、こういうふうな承知していいわけですか。つまり芋が動いたという条件によつて、他のものは動いて来ない。こういうふうに考へて宜しいのでございませう。

○政府委員(安孫子藤吉君) 麦その他につきましては前に割当をいたしておりますので、これは動きません。今回の米の割当について、これは大体雑穀を含めて割当をいたしております。この雑穀の点につきましては甘藷の転作事情を多少考慮して雑穀の割当をいたしております。
○池田恒雄君 そうすると甘藷が面積が減るであらうということ予想して、そして雑穀等の面積を拡大されておるといふことになりませう。○政府委員(安孫子藤吉君) お話のよるに多少その事情を考慮しております。○池田恒雄君 又聞き直しや悪いですが、多少という言葉を解釈しまして、つまり芋類が二五%減つたからと言って、二五%だけ雑穀を拡大したものでないというふうに承知して宜し

いわけですね。
○政府委員(安孫子藤吉君) その通りです。
○池田恒雄君 そうしますとやつぱり芋の方が二五%減りますと、仮に雑穀の方が多少でございませうから僅かなパーセントだと思ふのですが、そうしますと二五%の空地が出る。これには別に統制作物の栽培は割当てられて来ない、こういう実情になるのではないかと申すのですが、そうしますと、今食糧が非常に不足、窮屈だと申しまして、雑穀の統制も続けなければならぬ、と、こういうふうな言われておるわけですが、併しこの二〇%の土地が空くというのをどうする。このことについてはお考えにならないのですか。

○政府委員(安孫子藤吉君) 先程申し上げましたように只今の御議論は機械的な議論だと私は承知しております。
○池田恒雄君 そうです。○政府委員(安孫子藤吉君) それでは実情はそういうものではなく、やはり甘藷につきましてこれを外したからと申しまして、政府の買入数量だけが生産されるものであつて、それ以外のものは生産しないのだと、それではこれは大きな間違いであつて、私共は想定では全体の生産量について約有効需要の面から測定いたしまして、せいゝ減りまして一割前後のものではないか、それ以外のものは立地條件、或いは有効需要の点からいたしまして、やはり甘藷などの生産というものは続けられて行く。又私といたしましては全食糧といたしまして、麦の国内供給力に寄與する点が非常に大きいもので

ありますから、その代りの生産物について、は各方面からいろいろ施策をいたしまして、その維持を図つて参りたい。こういうふうな考へておられますので、只今の御議論のような結果にはならないと思つておるのであります。

○池田恒雄君 私がお伺いしておることは、一応機械的にむしる話を進めたのですが、必しも機械的でないのです。というのは現在或る耕地が、すね、作付されない部分が残る、残つておるといふのはなくて、統制作物について残るといふことを申しておるのであります。従つて現実にはこれはさうなるのであります。つまり今まで一反歩について一〇〇%統制作物を作付割当をしておつた、併し芋が外れることによつて二〇%空く、これは仮定じやなく、仮定でなくて現実にはさうである。ですからただ機械論ではないわけですから、それからもう一つ、私は統制の面において申しておるのであります。だから今までの割当の仕方は、私の議論の通り割当がたわけなんです。決してこれは仮説の話ではなくて、機械的な話ではなくて、現実においてさうなんです。つまり農林省の方から地方に一定の食糧、作物の割当が行く、さうするとその比率によりまして一反歩の畑に対して、そういう比率で作付割当がされるということ、これはちつとも現実にあるがままを長官に御説明申上げておるわけですから、従つて政府の方で芋の方を二〇%減らしますと、さうすると二〇%だけ一反歩の畑のうち空くということになるわけですね。これは勿論百姓は統制作物が来なければ、喜んで外の作物を作るわけですから、実際に田畑が空くということはないわけですね。統制作物が空くと、さういふふうには私は申しておるのであります。そうしますと政府としては食糧統制の枠の中でもつと食糧が欲しいわけですね。今余つておるわけではないのですから……従つてそれならば今甘藷の統制解除によつて空いて来ます二〇%を欲しいのじやないか、こういうことを私は考へておるのであります。

○政府委員(安孫子藤吉君) お話の点は十分私も理解しておるつもりですが、その空きました二〇%、これは統制食糧の植付でやつた面積が統制が解除されましたために、統制食糧という觀念から申しますと空いた面積になります、その点は正しくその通りだと思ひますが、その所に私共としましては、芋類の有効需要、その他の観点からいひまして、統制作物に非ざる芋として、そこに相当部分が残るものであらう、こういう見方をしておるのであります。今までは同じ芋が植えられるましたが、これは統制作物としての芋であつたが、今度は統制作物でない芋としてそこに植付が行われるのではないかと、併しそれはさういふそのまゝの形じや残らん。有効需要の点から一割程度の芋は或いは減るかも知れませんが、一割程度のものは外の作物で出て来る。段々議論を進めて見ますと、その一割については、政府は食糧需給の現状からいひまして、統制作物的な穀類をここに普及させるべきではないかというふうな推論をいたされるのではないかと思ひますが、その点は多少二十五年産米の割当について雑穀の面において織込みました、こういうことを申上げたのであります。

○池田恒雄君 そこで明らかにしたわけでございますが、土地は空いておるわけではないのであります。それで私は二五%の数を仮定するわけですが、統制される芋が二五%作付される、統制されない芋が七五%作付される、統制されない芋が二〇%作付される、さうして一反歩の畑は一〇〇%利用される、これは一つの仮定であります。或いは大体実際の数にも近いかも知れない、さういふふうになるわけでございます。さうしますとここで統制されるところの芋が約四億貫、統制されない芋が四億貫じやなくて、實際私は五、六億貫になるのじやないかと思ひますが、さういふふうには芋が生産された頃は耕地を占拠する、さういふことになるのじやないかと思ひます。さうしますとその雑穀の統制の問題と一つ絡んで来るのでございまして、芋の統制を半分程切つてしまつて、併し現実には作付され、生産されておるといふわけなんです。それならば今大した役割もない小豆なんかむしろ統制を切つてしまつて、芋の方の五千万貫か、一億貫かですね、それは切つた雑穀に見合うだけ補充して行く方が實際の問題に合うのじやないかと思ひます。さういふのは芋の方はいわゆる農業基幹作物として本格的な経営方式が採られておるのであります。それからグリーン・ピースとかあの小豆とかいうものは、これは基幹作物として栽培されておるのじやないのですね。さういふ点から申しますと、統制の現在の状態において統制の外の方から言ひますと、どうも転倒しているのじやないかと思ひます。最も農業の上で主として考えられる作物についてはさう切つてしまつて、作つても作らなくても、やらなくてもやつてもいいという

ような作物が、それが嚴として統制されておるといふのはちよつとおかしいんじゃないか。僅かの芋を四億貫ばかり僅かこう殖やせばあの主食に代替できるだけの量が出て来るのじやないか、私はまあさういふふうには計算するのでございと思いますが、それをちよつとお伺ひしたいと思います。

○政府委員(安孫子藤吉君) 芋の点については統制という言葉が適當であるかどうか。今回は任意買入、契約的な任意買入の形で処理いたそうとしております。その点は別として四億貫買入。これをもう少し殖やして、それに絡めて雑穀等を外した方が農業経営上なり、或いは食糧需給の観点から適切であるまいかというふうにお話を伺つたのであります。この点は十分研究をして見る必要があると私共も考へております。

○國務大臣(森幸太郎君) 池田さんの御意見非常に尤もに考へるのであります。つまり簡単に申しますと、小豆やグリーン・ピースやなんというものは取るのならば、何故現在作られておる芋を取らないか。四億貫と言わずにその六億貫なら六億貫取つてグリーン・ピースや小豆なんかとめたらと、さういふ御意見だと承るのであります。ところがこの雑穀というものを主食の中に加えておられますことは、地域的な一つの主要生産物となつておりました。これが米、麦だけの供出を全国にやることは非常に困難な事情があるのではありません。雑穀の主産地たる北海道もありませんので、さういふところは米、麦だけは供出する、後の雑穀は構わないというこゝになれば、北海道等では雑穀が主要生産物というふうな形になつておりますので、供出制度を持つております以上はやはり雑穀も一応主食代替として供出するように考へて行かなければならぬと思ひます。ところがそれなら今までの奨励して来た芋を何故減らしたかというのですが、芋は非常に特別会計に迷惑をかけるものであります。司令部の方におきまして非常に心配いたしております。何故迷惑をかけるかといふと、切干であるとかいふようなものを買上げるものが非常に赤字の原因になつておるわけでありまして、それで司令部としましては食糧事情のよくなつて来た關係から、芋を全然除外せよといふことが昨年の九月出たことは御承知の通りであります。さうしますと芋といふのは全然蔬菜として取扱つて来た、又日本の農業の経営上においても芋といふのは重要な比重を持つておりますので、こゝでそれを全然蔬菜扱いするといふことは農業政策の上からいひけないという観点から、折角特別会計に赤字を出さないように、主要食糧以外の切干なんか全然止める、止めるが、とにかく芋といふものはやはり主要食糧の一環をなしているといふことをはつきりしたいために、特別会計で芋を主要食糧の分だけ買出して呉れ、買入といふことを承認を求めるところに実は一ヶ月かつかつたのであります。さういふ日本の農業状態も了解ができました、それでは腐るようなものを買つちやいかん。だから一、二等級のものであつて品質のよいものを成るべく買え、又切干であるとか、さういふような加工品、特別会計に赤字を背負わしたようなものは買つちやいかんといふ條件の下に、今回

芋は奨励して来たのであるから、農家に置きましては、農業経営の上から言つてもできるだけ芋の生産を落さんようにして貰いたい。併し無理に勧めなないのであるから、無理に作るということとは止めにして、できるだけ芋を作つて貰いたい。併し政府が買わんからあとの芋は銘々が食べるだけで、そのあとの芋をどうしてくれるかという問題が起つて来ますから、あとは自由な立場でこれを工業の原料として加工されるように指導して行く。そこで今全国的に芋の加工設備或いは切干等の利用設備等を今調査いたしておるのであります。その利用設備と相マツするよううに、各地区的にできます芋を結び合せまして、そうして十七、八億万貫のできた芋をできるだけ減さないようにして行く。又農家の経済面において、政府が買わなければ芋を作つても駄目だということであつては農業経営も成立ちませんから、できるだけ工業原料とし、又市場に出しても消費者の喜ぶようないい品種を奨励しまして、そうして芋の生産を落さないようにして行きたい。こういう気持ちで行きたいと、こう思つておるのであります。あなただの御意見としては、そんなに余つてゐるのになんで芋を作るとそれは不自然ではないか、不合理ではないかという、一応御尤もと思われるのであります。が、今申しましたように、雑穀に對しましては地区的に畑地ばかりある所といたしましては、大豆を非常に作るというような地方もありますので、やはりそれは一つの雑穀として、食糧の代替供出として認めて行くといふことが今日まで考へて来たことであり、さうな点は継続して行きたい。

1

○池田恒雄君 余り長くなつて申訳ないのでありますが、只今大臣の一応の抱負をお伺いしまして、見通しというものもが分つたわけでありませう。つまり雑穀等は成るべく早く解除したい。これはまあ将来に向つて統制解除の方向に努力されるという大臣の肚を話されたいと、こう思うのであります。そういうふうな實際問題として動いて来ているわけでありませうが、そこで私が、これは大臣又は食糧庁長官なり、農政局長なりにお伺いしたいのであります。が、若しそうであるとするならば、その統制を外すということとは、これはいろいろ時期やなんか考えなければならませんで、そう簡単に行かない場合もあると思うのであります。併しこの際です。これは畑の作付割当だ、と、上から何ぼ作れという割当の方式、並びに先程申しました、一反步について作付比率はこうだという、あの割当のやり方、これはもう昭和二十四年度を限つて止めるべき時に来ているのではないかと、こう思うのであります。私は米と雑穀をごちやにして割当てるといふことは、これは甚だしくまずいのではないかと、こういうふうに思うのであります。その点に対する御見解をお願いしたいと思います。

○政府委員(藤田巖君) 現在行なつております食糧法の生産供出の割当方法等については、いろいろ御議論のごさいますように、いろいろ考究を要すべき点もあるかと思ひます。一つは、今後の食糧需給の見通しにもかかるわけでありませう。私共といつたして、も、食糧法は、丁度来年三月を以て、応その期限が来るわけでありませう。こ

なんです。そうして実際は雑穀はです
 ね。これは全然作つていない場合もあ
 るわけです。その場合は、それだけ米
 で供出すると、或いは雑穀で作つてい
 ると、米の代替で雑穀を出して行く
 と、こういうような形で供出が取扱わ
 れていると、こういうことになつてお
 るのであります。これは農林省とし
 ては、或いは便利な方法かも知れな
 い。便利な方法かも知れませんが、農
 業の根本的な問題からこれを見ます
 という点、大体日本において米を作る

○池田恒雄君　これは今日ほもう、他の方にいろ／＼質問があるでしようから、今一回だけ申しますけれども、お伺いしたいのであります。適地適作というような工合に、非常に抽象的な話じゃなくすね。今年の……今年じゃない。今までの割当は、一反歩についての作付比率というものをきちんとして決めまして、そうして割当をやつてゐるわけであります。これが今日のこういうように、我々が農業の統制を外して行こうという努力が許される段階に来ておるのであります。この際です、その統制は外さなくても、そういう作付の割当の仕方、まあ別の言葉で言うならば、生産の統制というものを切換える時が来ているのではないかと、今年から切換えるべきじゃないかと、こういうように私が考えるのであらう。これは農林省の方でもいろいろ御検討になつておられると思うのでございまして、そのことについて、一つ私は御見解をお願いしたいと思います。もう一つ、その説明みたいなものになります。従来米と雑穀とを一緒にして割当てていると、こういうわけ

のは水田に作つてゐるので、これは割
承知のことと思います。雑穀は大体に
おいて……水田なんかで作る慣行も若
干あるが、大体において雑穀というも
のは畑に作られる、この土地の性質が、
耕地の性質が根本的に違ふ。利用の方
法も根本的に違ふ。私は若し米と雑穀
が同じに割当されると、どつちを出し
てもいいんだというならば、これは同
じ一枚の水田に作る作物であつた場
合、同一耕地で競合する作物であつた
場合は、どちらを作つてどちらを出し
てもよろしいという割当は正しいと思
います。ところが、完全に耕地の利用
方法が分離されており、技術も違つて
おるといふ、この場合は私はその利用
が同じであるというだけによつてどち
らを出してもよろしい、こういう理屈
にはならないと思うのです。農林省が
一旦買取りまして配給する場合は、こ
れは同じ主食として利用するのであり
ますから、その場合は一向差支ないで
あります。ところが、まだ農業という
段階にあります場合は、全然田と畑
というものは違つておるわけなんであ
ります。従つて田で作る物と畑で作る
物はこれは分離して取扱ふべきもので

ある。畑の中で粟を出すか稗を出すかという場合はどちらでもよいという理屈になるのだと、こう私は思うのであります。この点は今まで非常に食糧が窮乏しておつたときは、供出遂行のためにも或いは農林省が必要であつたかも知れませんが、今日は我々は統制を解除するということを研究し得る段階に來ておるのでありますから、せめて田と畑の區別はこの際する時ではないか、これをお尋ねして置くわけです。

○政府委員(藤田巖君) 農林省から農業計画に基きます生産割当、供出割当をいたします場合であります。生産割当をいたします場合は、各作物別にこれを考へております。殊に稲につきまして、水稲と陸稲というものを分けまして、そうして水田面積を算出して、反当収量を算出したしまして、それを掛合した数量というものが大体生産数量になつております。それから陸稲も亦別に、今回は二十五年産のものから陸稲を別に計算をいたしております。それから雑穀は雑穀で別に面積及び反収を算出したしまして出すわけでありまして、併しながらその供出の面になりますと、先程食糧庁長官のお話のごいまだように、生産数量から農家保有数量を引きました残りが一応供出数量になるわけでありまして、これは一応米、雑穀を含みましての一本の割当になつておるわけでありまして、これはその地帯々々でいろいろあると思ひます。先程その耕地の作付比率と申しますか、そういうふうなものでずつと割当してとおつしやいましたか、これは雑穀地帯としてはつきり分つておりますよな所は、雑穀の割当がそのまゝ別になつて下りております。

す。それから水田その他米を作る地帯で畦畔作りでやつておりますよな所は、雑穀地帯がなか／＼把握ができません。場合もございませうから、又浮動性も非常にございませうから、これは一本で下している。そういうふうな地帯地帯のやり方があるわけでありまして、必ずしも全部どこも一本というところではございせん。ただ供出の面では、生産はそういうふうに分けまして下すわけでありまして、供出のところでは代替供出が認められております。

従つて農家はそこで雑穀の割当があつたが、これは一つ雑穀の割当は米でカバーしようというふうなことで、米の方で出す計画を立てるものもあります。或いは又、米の割当が重いからむしろ雑穀を増産して、雑穀を出そう、こういうふうなことで計画をする所もありまして、そこが個々の地方なり或いは個々の農家によつて事情が違つております。私共の方は先程申し上げましたように、作物別に計画いたしました下しに、作物別の方ではそれで自由になつておりますというふうなことでございまして、やはり或る程度こういうふうなやり方は、供出制度の現状から申しますと、却つて便利に行くのではなからうかと考へております。

制を全廢すると言つてゐる。それはお聞きすればそれでいいのだが、大分話が進んでおる。六月という時期は一体何によつて六月と言つたのか分らないと思つておつたところが、今聴くと何だか嘘らしい話なんですが、実は去年の暮から四十五年の統制に対してする作付の方針をたび／＼お伺ひしておりますが、なか／＼先方との交渉があらまして、日本の政府の思うように行かん関係もありまして、決つておらんようでありまして、今長官からいろいろお伺ひをいたしました。前大臣がお話になつた大豆はしようがない、それからとうもろこしはどうもこれも輸入しては関係が甚だ困難だ、こういうことは大臣からお伺ひをいたして、そんなことかと思つておりました。が、やばい長官の話を聴くと、大体統制を撤廢することは非常に困難だ、こういうお話がありました。それ以下、例えば種々雑多な雑穀があります。が、雑穀はお外しになるように努力をされる、そういう方針が決つておれば、それは昨日おつしやつたのは嘘かどうか分らないのでありますが、二回共放送してゐるので、全国殊に北海道では大分騒いでおります。大臣と食糧長官の考へが食違つておるようでは困るのですから、一つ大臣がこれからやつて行こうと思つて、こうなくてはならぬ、こうやるのだという御指示を願ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 只今大臣が御出席にならぬ前に食糧長官からいろいろお伺ひをいたしておつたわけでありまして、実は今日は二十五年の作付に際しましていろいろお伺ひしようと思つて、委員長のお心配で御出席願つたのであります。が、実は昨夕と今朝の二回、大臣が前橋の大会にお出でになつて、うしてその席上で六月頃には雑穀の統

糧の問題につきましていろいろ希望があるものでありますが、この六月までは如何とも仕方がない、現在の情勢で進むわけでありまして、それで若し食糧の配給の一部が変更されるということなれば、七月のアメリカの国会の経過後でなければ決定できないという一つの缺點があるものであります。六、七月頃になつたら雑穀を大中に外すということも考へなければならぬと思つたので、先程お答えした通りであります。そこで私の雑穀に對しましての考へ方は、これは食糧庁の事務的な考へ方も同じことと思ひますが、余りにも滑稽な物を雑穀として取扱つてゐるのであります。蕎麦といふものをやつておりますが、どこにも配給したこともない。

○岡村文四郎君 大体すつきりしかけておるのですが、実はここで大いにお考へを願わなければならぬのは、毎年そういうことを繰返しておると実は考へておりましたのに、又そういうことが起きておるのです。それは農家の還元食糧の問題であります。が、実は今朝も私聞いて参りましたが、非常に困つておるようであります。私は裸供出はすべきでないという建前ですが、それを考へておるが、未だその跡を絶たんで非常に困つておる所があるやうであります。例えば九州の熊本あたりでは、或る一郡などは裸供出をして、そうして還元米を貰わなければならぬが、供出によつての所得税が取られて、還元米との差額が六千万円だつておるやうな所があります。そうなると思つて、つまり百姓が貧乏になり行くことは当然であつて、そういうことがあるのなら、何とか食糧庁の方でもお考へを願つて、裸供出をさすということ自体が間違つておるが、やつたものはこれは取り直すことはできないことと、今後はそういうことのないやうな方針でお進め願ふと同時に、本年の

るべく小豆であるとか、大豆であるとか、或いは北海道の豆とか、そういうふうな、それが非常な地方においての主要生産物とまで考へられるやうなもの、これは統制をして雑穀として行く。つまり蕎麦やつたら、粟やつたら、早く除外して行きたい、こう考へておるわけでありまして。

○岡村文四郎君 大臣すつきりしかけておるのですが、実はここで大いにお考へを願わなければならぬのは、毎年そういうことを繰返しておると実は考へておりましたのに、又そういうことが起きておるのです。それは農家の還元食糧の問題であります。が、実は今朝も私聞いて参りましたが、非常に困つておるようであります。私は裸供出はすべきでないという建前ですが、それを考へておるが、未だその跡を絶たんで非常に困つておる所があるやうであります。例えば九州の熊本あたりでは、或る一郡などは裸供出をして、そうして還元米を貰わなければならぬが、供出によつての所得税が取られて、還元米との差額が六千万円だつておるやうな所があります。そうなると思つて、つまり百姓が貧乏になり行くことは当然であつて、そういうことがあるのなら、何とか食糧庁の方でもお考へを願つて、裸供出をさすということ自体が間違つておるが、やつたものはこれは取り直すことはできないことと、今後はそういうことのないやうな方針でお進め願ふと同時に、本年の

還元食糧についてどういふお考えを持
つておられるか。今熊本の実例のよう
に一郡で六千万円の供出価格と還元
食糧の差額があつたのでは、供出価格
には前に申しました所得税を取られ
る、そして貰ふものは六千万円損を
する、こういうのでは非常に困ると思
うのです。北海道にもぼつ／＼あるよ
うであります。そういう單なる数字を
上げるために供出をさして、そして
要らん手数をかけて損をする。こうい
うことは非常に遺憾なことでありま
す。現在そうなつております。還元食
糧に對しますその六千万円も、これは
数量によりましようが、損しなければ
ならんようになつておるかどうか、お
尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 還元の間
題は毎年の問題でありまして、法律の
建前から申しますと、生産数量から保
有数量を引いたものを供出をするとい
う建前になつておるわけなのです。こ
れが末端に参りました際に必ずしもそ
の通りにはならない。これは実情だと
思ひます。又その際に個人別のその農
家、その農家の生産数量というものが
完全に把握されない。この事情も絡ん
で来ております。それから法律の建前
ではあります、本当に飯米がない
という場合に、そういう農家もありま
しようが、計数上からいふものが出
まじても、持越しの食糧等が相当あ
りまして、現実には飯米に困らない事
も相当あるわけでありまして、この事
情を一つ／＼の農家について審査を
して適正にこれをやつて行くといふこ
とは、非常に困難な事情であります、
私共は作報の数字その他から見まし
て、大局的には、これはどうしてもあ

の県は非常に苦しい県であるといふよ
うな認定をいたしますれば、この点に
ついては農家用の枠の範囲内におきま
して、適宜翌年度の生産に支障を来た
さないような措置を従来講じて来てお
るわけでありまして。只今熊本県につ
いて一郡において六千万円ですかの差額
が出ておるかという資料を御説明にな
りました、実は熊本県は未だ一〇
〇％に達しておらん県であります。従
つて、どういふ所から如何なる根拠に
基いてそういう資料が出ましたかはつ
きりいたしません、結局本当に食込
みました農家について考えますと、生
産者価格と消費者価格との差から経済
的な負担を来たすことはこれは事実で
あります。この点は從來とも特別の価
格を以て処置をいたしたいといふこと
で、いろいろ関係方面とも折衝を続け
て来ておるのであります、未だに解
決いたしておりませんが、方向はいた
しましては、特に農村の経済事情が漸
次窮迫しております今日において、
できるだけその点は何とか処置を付け
なければならんかといふふうに私共は
痛切に考へておるわけでありまして。

○岡村文四郎君 事務当局は今お聞き
のような御返答であります、これは
何らかの方法によつて、そういう無駄
な、迷惑を蒙る、数字だけを揃える方
法は大いに改革してやめなければなら
んと実は思ひますが、その数字につ
いて大臣はどうお考えになつておるか。
今後の還元食糧を農家にしないといふ
ことは、実に私はいいことだ。その無
駄は非常に大きいと思ふ。價格的にも
損をし、どつちも供出して助からん。
儲からん儲かるは別として、算盤に合
わないことを毎年繰返してあります

が、何とか本年から断じてないといふ
ことにならんもんかどうか……。

○国務大臣(森幸太郎君) これは毎年
問題になるところであります。法的か
ら言いますと、そういう裸供出はあろ
う筈はないのであります。ところが、
農村へ歸つて見ますと、あそこは家族
が多いし作付反別は少い、だからお前
のところは供出せんでいいといふ
うに、多く生産しておる人が考へて、
そういうような処置が採られれば、こ
の法制通り行くのであります、部落
の反別に対して割当てていふような
ふうに末端ではなつていふらしいの
であります。それで翌日から足らない
のも、一応供出割当を受けなければ
ならん。六月から足らんものでも一応
反別割の供出をしなければならんとい
うようなことが行われるのが、今お話
のような裸供出をし、そして後から
還元しなければならんといふような問
題が起つて来るのだらうと思ふのであ
ります、これは全く法の精神が徹底し
ておらないのであります、現在の供
出制度はいろいろの欠点はあります。
まあ私が申上げるまでもなく各委員諸
君も御諒察と思ひますが、これじやど
うも面白くないのであります。何とか
して、喜んでいふことはなくとも、
納得して農家が自分の食糧以外のもの
を自由な意思によつて、これだけ割当
てられたけれども、今年はいくら／＼難
敵も獲るから、これだけ余計出して売
つてやろうといふような氣持で、日本
の食糧事情に協力して貰うような態勢
を作らなければ駄目だ、かように考へ
ておるのであります。今日の制度も来年
の三月で一応打切ることになつており
ますが、この間において現在の弊害を

矯正して行きたい。或る一面に考えら
れました米券制度も一つの面白い考え
方だと私は思つておるのであります
が、然らばどうするかといふことをこ
の間も衆議院で尋ねられました。具体
的に申しますと、又いろいろ／＼な問題
を起します、ただ今日の供出制度の
欠陥を除く方法を考へるといふ抽象的
なお答しかいたしておらんのでありま
すが、今日のやり方はこれは困つたも
んです。実に困つたものであります
が、何とかしていい方法を一つ考へ
て、今日の弊害を除去したいという氣
持で、今いろいろ／＼と研究を進めてお
るわけでありまして、どうかこの程
度について御了承をお願いいたしたい
と存じます。

○藤野繁雄君 今の還元米に関係があ
ります、実収査定委員会を作つて、
本當に困つたところの農家には免責す
る、こういうふうな方針を決めておら
れるようでありまして、実収査定委員
会がどういふふうな設立状況になつて
おるか。又実収査定委員会の指導につ
いては、各地方ごとに違つておるよう
なことも考へられるのであります。で
ありますから、この実収査定委員会の
指導方針というふうなことを先ず最初
にお伺ひして、次に質問を続けたいと
思ふのであります。

○政府委員(安孫子藤吉君) 実収査定
委員会なる名称の組織は、本年の補正
會議の際に知事側の附帯條件としまし
て、どうしても一〇〇％出せない、本
當にいろいろ／＼な点から調査をして出
せない農家について供出を強要するこ
とは適当でないのじやないか。そうい
うものについては責任を免除するとい
う措置を講ずることが然るべきであ

る、この点について政府はどう考へる
かといふようなことで、私共もそうい
うものについては、責任を免除するこ
とが適当であらうといふことで附帯條
件になつておるのであります。併しそ
の人が本當に出せないかどうかといふ
ことの認定は非常にむづかしい問題で
ありますので、町村長或いは食糧調
整委員、食糧検査所の末端の機関の人
といふようなものでして、その認定を
してこれを決めるのが適当であらう、
こういうふうな考へておるのでありま
す。全体の方針をいたしましては、そ
ういふことで進んでおるわけであり
ます。然らばこれが全面的にその要求
をし、或いは認定された数量が、そのま
まの形において認められるかどうかと
申しますと、藤野さんも御承知のよう
に、現在の食糧需給の状況並びに現在
の環境におきましては、そのまゝそつ
くりそのものを認めるといふことは非
常に困難であります。結局この責任を
免除すべき数量等について、作報等の
計数を基礎としていろいろの事情を判
断いたしまして、これを或る程度上か
ら下して行くといふ措置を講ずるとい
うことにならうかと思ふのでありま
す。現に九州につきましては、そうい
う指示を私共といたしましてはいたし
たのであります。それで結局それが県
に参りますと、県はこれを県内の各種
の状況を判断いたしまして、町村に下
すことになる。下したものを各農家に
ついて、如何なる農家にどの程度考慮
すべきかといふことについては、この
実収査定委員会なるものが関與をいた
しまして、これを公正に適切に処置を
する機関にならうかと考へておりま
す。大体経過並びに私共の一応考へて

おりますことを申し上げました。

○藤野繁雄君　そういたしますと、先般免賃数量を各都道府県ごとにお定めになったと考えておりますが、その免賃数量の範囲内において実査定委員会が決定する、こういうふうなことになるのでございましょうか。

○政府委員(安孫子藤吉君)　お話の通りになるかと思ひます。免賃ということとは、一昨年の知事会議の際にもこの問題があつたのですが、昨年の補正会議におきましては、各般の事情からいたしまして、なか／＼作況に対する認識の違いなどもあつて困難をいたしましたのでありますが、結論的に申しますと、今回の免賃というものは、一種の再補正の意味を持つてゐるというふうにお考へることが、実的には即応しておるのではないかと思ひます。

○藤野繁雄君　若し先般定められた免賃数量の範囲内であるというふうなことであつたらば、或る農家についてはやはり保有を割つて供出するものがあるかと考へなくあやしいのであります。若し保有を割つて供出したといひましたならば、それに對してはさつき還元するといふようなこともお話になつてゐるのでありますが、その還元される場合においてはどのくらいの標準を以て還元されるお考へであるか。その量と価格の点についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君)　その点は先程も申し上げましたように、果してその農家に還元する必要があるかどうかといふような点については、二、三年來種々やつて來ておるのであります。これは非常に困難なことでありまして、この全体数量を把握いたしますと

とは非常に困難なことでありまして、やはり実情を相当考慮いたしまして、尙又県全体のベースから申しますれば、作報の数字その他の資料も十分考慮し、又実情も考へ合せてこれをやつて参らなければならぬ。仮に申しますならば、水害地帯で、根こそぎ食糧がなくなつたような地帯について考へますれば、これは前年度からの持越しの食糧といふものが一応ゼロになつておるといふことを想定しなければならぬ。そうすると、この辺の地帯については相当考慮を拂うことが必要であらうと思ひます。前年度非常に豊作であつたといふような地帯については考へますれば、本年の食糧については成程さういふことがあつたといひましたし、農家の食糧の全体の需給という観点から申しますと、水害地帯等とは又別途の考慮を拂わなければならぬといふ事情もあつたので、この辺はもう少し県当局とも打合せをいたしまして、この数量は見當を附けて参りたいと考へておるわけでありまして。

価格につきましても、従来の考へ方は、還元といふものはあり得ないのだ。さつき岡村さんからお話がありましたように、適正な供出が行われておる以上、これは還元するといふ措置を考へられないのだといふことが、これは理論的に言えるのでありますが、併し現実にはさういふのであります。併しこの点についての食糧の還元的措置といふようなことで、農家用の枠内において操作して來ておりますので、この価格も、形式的に言へば消費者価格といふことになるのであります。ただ農家のいる／＼の実情から申しますと、これは非常に苦しい状況

に昨今はなつておりますので、この点の解決は何とかいたしたいと考へておりますが、只今のままのことで申上げますならば、現在の還元的措置を講ずる場合の価格は消費者価格であるといふことを申上げざるを得ないと思ひます。

○藤野繁雄君　この間の免賃措置を決定せられる際の知事会議の模様だといふことで聞いたところによりますと、食糧庁長官は、還元する場合においては、大体において四合保有といふような計算で還元をしたい。値段は生産者価格に倉庫料であるとか運賃であるとかといふようなものを加えた価格で配給したいと思ふのだ。結局消費者価格より安いのだ、こういうふうなことを聞いて、さういふふうになることだらうと思つて、皆は帰つてさういふふうな対策を練つておるのじやないかと思ふのであります。さういふふうなことで承知して差支ないものであります。更に一つ御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君)　知事会議の際に申上げました四合とそれから価格についての問題は、その通りであります。その数量は、つまり免賃的措置を講ずべきものについてはさういふ措置を取りたい。さうして九州について申上げますと、先般免賃的措置、実体的に申しますれば再補正的措置を講ずべき数量はこの程度のものであるといふことは実は知事さんには申上げておるのであります。そのものについて、只今お話のございましたような価格でやつて参りたいと考へております。

ります。一般の従来と同様の意味においての還元的な措置といふものは、別途に残るわけでありまして。

○藤野繁雄君　私などは、年々同じことを繰返したくないのであります。が、さういふふうな補正をやらなくちゃいけない、又その補正について、或いは事前割当供出といふようなことについて、各地方で最も困難を感じておるのは、最末端まで事前割当が行つていないといふことがその原因になると思ふのであります。さういふふうなことで、各県ごとに割当に対しては非常に困つておるのであります。できるならば私共は事前割当をされるならば、又供出といふようなものも、反別から、その他すべて各町村まで割当てて貰いたければ、非常に混乱を防ぐのに便宜じやなからうかと思ふのであります。が、将来において政府の方で町村まで反別その他を割当てられる意思があるかどうか。若しなかつたならば何故さういふふうなことができないのであるか。さういふふうなことをお尋ねしたいと思ふのであります。

○政府委員(藤田巖君)　御承知の通り現在の割当について一番苦慮いたしましては、御指摘になりました面積が果して實際どのくらいあるのか、これにつきましても資料が県当局の方から出て來ますもの、或いは作報で取りましますもの、その他いろいろの事情で調べまします。果してはつきりと面積がどのくらいあるかといふことが掴み得ないのが現在の割当をします一番の苦しみであります。又各県のバランスといふふうなものを考へます場合には、さういふふうな点に苦情が起つて來るの

ではないかと私共も想像いたしております。段々と作報も機構が整備されて進んで來ておりますが、将来作報が県別まで面積を確実に把握するといふような方向に進みますならば、私共としてはその資料を取ることが一番正しいと考へております。ただ農林省自体が直接市町村別の割当をするわけではございません。やはり農林省の割当は県別割当でありまして、その県別割当をいたします根拠として、各市町村別の面積がこの通りでありますといふことがはつきり言へば、果から更に郡別なり、市町村別の割当をされる上に、非常にばつきりしたデータが使用し易いのではないかと、将来これは供出制度の改善もございまして、先程申しましたようにいろいろ考へておりますが、尙割当制度が存続いたします場合はさういふ方向に進んで貰いたいと思ひます。

○藤野繁雄君　昭和二十四年度の米について価格を決定する際に、政府の方では石当り四千二百五十円と決定せられた。又価格差の金を四十四円と決定せられておられますから、裸値段にすれば四千二百九十四円になる、さういふ計算のようでありまして。然るに御承知の通り今年の米は非常に品質が悪かつたために、私の県の実態から計算をして見ますと、石当りの価格差はプラスでなくて、減の八十五円六銭といふ数字になつております。石当りは四千六百六十四円九十四銭となつて、一石当りの値段は政府の計算されたよりも百二十九円六銭安いといふような数字になつてゐるのであります。恐らく九州各県、その他の県においても、いろいろの検査の結果を

総合して見ますと、プラス四十四円ではなくて、マイナスになっているのはなからうかと、こういうふうな考へるのではありませんが、全国に於いての大体の予想がついておれば、予想を承りたいと思つておるのであります。

○政府委員(安藤子藤吉君) 昨年の産米は品質において悪かつた関係で、検査の基準を上げたわけではありませんが、下等級のものが相当多いことは事実であります。生産者価格等を決定する際に、一応予定いたしました等級別の収量に基づく等級間価格差を附加すべき金額といふものと、本年度の実績といふものとを比較の資料であります。が、本年度の等級につきましては、まだ最終的には決つておりませんが、只今までに判明いたしております資料に基づきまして、大体の等級別の割合を次の機会に資料としてお出ししたいと思ひます。

○石川準吉君 大臣に一つお願いでございますが、水稲単作地帯の農家経済状況と、二毛作地帯の農家経済状況と比較いたしますと、水稲単作地帯の農家経済状況が非常に逼迫していることは、私から御説明申し上げる必要もないと思ひます。ところがその水稲単作地帯の農家経済に非常に大きな潤いとなつておりますのは例の早場米奨励金であります。この早場米奨励金制度の存廃如何は、従いまして水稲単作地帯の農家の非常に懸念するところでありまして、幸いにいたしまして、先程食糧庁長官からの御説明によりまして、本年も早場米奨励金はやるのだということでございますので、非常に安心しておるわけですが、ところが二十

四年度の早場米の状況を見ますといふと、乾燥不十分等の関係からいたしまして、農家が納め得なかつた数量が相当数量に上つておるのであります。ところが農家といたしましては、できるだけ完全な乾燥をいたしまして、国家に損失を掛けまいやうなものを納めたいといふ念願であるのであります。が、何分にも氣候的に恵まれていない單作地帯といたしましては、時間的余裕が極めて少ないのであります。従いまして北海道、東北及び北陸各県の水稲單作地帯の農家といたしましては、できるならば九月末、十月半ば、十月末といふこの期間をそれ／＼二週間程度延長して貰ひたい。そうすればその時間的余裕を以ちまして十分乾燥した良質米を多量に供出したい、こういうような欲望に燃えておるのであります。二十四年産米につきましても大分期間延長については御配慮を煩わしたのであります。が、期間が切迫しております関係上遂に駄目だつたのでありますけれども、本年二十五年度産米につきましては今から御手配願ひまして、是非期間延長ができませんように御配慮願ひたい、かように存じますので、お願いと同時に大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 早場米奨励金に対する考え方の今日變つてゐることは、もうすでに再々申し上げてゐるの御了承のことと存する次第であります。が、二十四年度におきましては、二十三年度の実績に鑑みまして、検査を適正ならしめ、それから時期も大体あの程度がいいのではなからうかというところを考えたのであります。が、不幸にして收穫時期に天候が非常に悪くあり

まして、予定通りの收穫ができ得なかつたのであります。ああいう突発した事情がありましたので、何とかして当初考へておつたことを実現するために、期日の延長、変更等を考慮いたしまして、関係方面とも再々交渉いたしましたのであります。ところが関係方面では正しい理論で、端境が越えられないから、この奨励金を出すのじやないか、今年のような食糧事情がいい年に、何を苦しんでありますせん予算から奨励金を出すがために期日を延長するかと、こういう強い反対を受けたのであります。この理論に對しましては、これを打破する理論が表面的に立ちませんので、何とかして便法がないかといふ／＼食糧庁におきましても考慮を拂つて、その期限内に検査ができたといふことの認定によつてこれを買ひ取るという手段も講じて見たのであります。が、一部これを剔決するやうな立場で表面化し、煽動されたので、折角のことが行われなくなつたやうなことが事実であります。二十五年度におきましてはその時期に當りまして、できるだけ早場米奨励金が單作地帯に幾らかでもお助けになるやうな手段を講ずるやうに期日等も考へて見たいと存するのであります。これは先のことではあります。が、今日その氣持だけをお答えいたす次第であります。

○石川準吉君 只今の大臣の御意思は非常に有難いと思ひますが、是非ともこれが延長できますやうに御配慮をお願いいたしたいと思ひます。ついでにも一つ單作地帯の問題につきまして、水田が多いのであります。併しなからやろうと思へばできる場所が相当あるのでありますけれども、これが果し

て雪を越えて奥が生るものや、生らぬものやと、なかつたやうな多少の不安があるために、なか／＼それが実行できかねるといふやうな事情がありまして、これは單作地帯の裏作につきましては、例えば麦を植えるといふやうな場合は、榮種を植えるといふやうな場合につきましては、或る期間といふものは、正確に実がつく期間だけ供出措置を免除するといふやうな特別な措置ができないものかどうかといふ点につきまして、ちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(藤田藤吉君) 單作地帯が二毛作地帯と比べまして経営上非常に不利な点があることは私共十分承知いたしております。この対策を立てたいといふことで現在いろいろ研究いたしておりますわけではあります。が、今お話のございましたやうな水田に対する裏作につきましても供出免除の問題であります。全部供出を免除いたしますことが、果してよいかどうかについては、若干疑問を持っておりますのは、例えば資材その他の配給といふものが、供出制度のありまますものについて、それに応じて反当幾ら、こういうやうな出し方をしておりますので、全部免除をいたします場合に、果してやういふやうな資材の確保がやり得る、かといふ点が一つ残るかかと存じます。それで私共の氣持といたしましては、やういふやうなところはできるだけ……作る場合には反当收量といふものが他の地帯とは違つたわけで、例えば開拓地なんかには反当收量は非常に低めております。やういふやうな意味で、反当收量ですれば甚しい過重にはならない。従つて供出についても亦おのずからやうい

う面も当然関連して、供出数量についても下つて来るわけでありまして、やういふやうな考え方では私共としては考慮したいといふやうに現在思つておるのであります。それから榮種等につきましても、これは直接食糧法に基づく供出制当はございません。別の制当でやつておりますわけでありまして、これについては本年度からいづゆる自家保有数量といふものを見まして、自家保有数量についてはこれは自由にして宜しいといふことで、昨年のように全量供出といふやうなことでなくなつたわけでありまして、従つてやういふやうなやり方で自家保有数量を見込んでやつて行きますれば、当然その余分に増産をいたしました部分については、農家が自由によつてこれを操作する数量も多くなるわけでありまして、それによつて勢ひ従来作つておりました地帯の榮種の栽培にも刺激になるやうなやり方をしております。こういうやうなことをやつておりますわけ、向これらの單作地帯の問題については今後とも十分研究をいたしまして、それ／＼又対策も考へて見たい、かように思つております。

○池田宇右衛門君 ちよつと食糧庁長官にお伺ひしたいと思ひますが、最近私ちよつと病氣で郷里に歸つて、そのういふ質問に遭ひまして、答を出すに苦しいのであります。が、御承知のこと、長野県は昨年日本一と言われるくらい災害を蒙つて、従つて全県下一般の收穫から言へばむしろ收穫減といふことに相成つておると見られるのであります。然るに麦において超過供出を予想した以上は、これは二つの原因があつたので、あつた山間の地でも氣候その他の関係から麦の増收も得ら

れたのでありますけれども、現金が農家に乏しくなつた關係上、他の雜穀等を食糧に取入れまして節約して供出したようにも聞いておるのであります。その結果かどうか知りませんが、米の米の供出に当りまして、一昨年と比較いたしました大した増収を得たという所もないのみならず、一方災害を蒙りまして相当減收地帯もあるにも拘らず、これが供出に當りまして一昨年度よりも、二十万石という量を最初聴きました、補正によりまして相当これが数量の是正をいたされたとも又聴いておられますけれども、今日作報の報告が余りにも日本全国二、三の増收県であるというような報告をした結果、作報の不必要さへ唱えられております。この点について私共ちよつと不可解の点がありますが、この機会において長官から御説明を承ることを得ますならば甚だ幸せと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 長野県の二十四年度米の事前割当並びにこれに対する補正に絡みまして、二十三年度よりも非常に高かつたというふうなお話だと思ひます。これはその当時の收量を原に調べて見る必要があると思ひますが、全般的に二十三年に比べてまして二十四年度が生産目標、供出量が低かつたことは事実であります。それで長野だけに特にその点を強調したというところはございません。一定の基礎資料に基づきまして、又各府県ごとに事情も十分拜聴いたしまして決定をいたしておりますので、他の県との調和において長野だけを特に重くいたしたという事実はございませんから、この点御了承願ひたいと思ひます。

○池田宇右衛門君 長官の御答弁で或程度の了承をいたしましたけれども、とかくこういふ供出県と移入県において供出程度が相当違つたというふうな点と、長野県のごとき山間の地は、相当小さなあの冷水をかける水田においては、平坦な地よりも收穫量において非常な減收を來たしておるのであります。これがために今年はいわゆる二十四年から二十五年度にかけて供出する農家が苦しんでおるといふ声が今充ちておりますが、かような県について全国一般に供出を増されたと同様に増されたというののは、一応背ける点でありますけれども、災害に対しても相当補正をされておられるように聴きますが、今後十分に御調査下さいまして、災害及び実情に即した供出割当をするようにお願いしたい、かように申し上げるものであります。

○藤野繁雄君 今まで質問されたのを芋の問題について繰返すようでありまして、少しく私もお尋ねしたいと思つておるものであります。政府が買上げられる芋類は、甘藷二億五千万貫、馬鈴薯一億五千万貫、こういうふうな大体において決定しておられるのであるか、最初これからお尋ねしたいのであります。

○政府委員(安孫子藤吉君) 大体そういう目安であります。

○藤野繁雄君 若しそうであるといひましたならば、生産者からの荒渡しの申込は、政府はいつ頃お取りになる予定であるか、又若し生産者からの申込が、さつき申上げた数量よりも多いというふうなことであつたならば、その際にはどういふふうな対策を採られるのであるか、お伺ひしたいのであります。

○政府委員(安孫子藤吉君) 今月中に各府県別に買入れ数量を決定したいと思つております。それを従来の食糧法に基づく割当、これは割当ではございせんが、そういうふうな方式で以て、県知事が大体においては市町村なりに流しまして、そこで市町村長の下において決めて行くことになるわけだと存じます。この辺の實際の手続につきましては、實際は知事さんにお任せしたいと私は考えております。県別の振合だけは中央において決める、こう考えております。それからそれを超過して買入申込があつた場合に対する処置であります。この数量は大体最高限になつておられますので、この範囲内においてその買入数量を是非決まなくてはならん、以上のように思つております。

○藤野繁雄君 買入価格は、大体この前企画課長からお伺ひしたのでありますが、どういふふうな御見当であるか、一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) まだ買入価格を最終的に決めてもおりません。私のところでは、研究いたしておる段階でございまして、対米価格を前年よりも余り崩さないことに決めて行くことが適当じやなからうかという氣持を持つております。

○藤野繁雄君 買入される場合においては、検査規格というものを決められなくちやいけないのであります。検査規格はできるだけ早く決定されるようにお願ひしたいと思つております。ただこの際申上げて置きたいのは、同じ甘藷であつても、九州にできるところの沖縄百号と、その他の地方にできるところの沖縄百号とは品質が違つておるのでありますから、政府の方において検査規格を決定せられる場合においては、各地方々々の状況に応じて検査規格を決められるのであるか、ただ沖縄百号は何等だということに決められるのであるか、この点をお伺ひしたいと思つております。

○政府委員(安孫子藤吉君) 原則としては、沖縄百号であるならば、全国を通じて一本の規格と言ひます。等級を決めて行くのが適當だろうと思ひますが、地域によりまして非常に品質に差があるという事をしばしば聞くのであります。又そういう実情を私も承知いたして、おります。果ごにいろいろに取扱を細分することは困難があるかと思ひますけれども、西の方と、東の所においてそういう性質の違いが非常に大きいというやうな場合には、或いは地域を限つて特別の考慮をする必要があつたかと存じます。この点は穀粉含有量でありますとか、その他いろいろな基礎資料を整備いたしまして、特別な取扱をする必要があれば、そういうことについて考慮して見たいと思ひます。

○藤野繁雄君 さつき大臣から芋類の加工品は赤字が出るから取扱わない、こういうふうなことであります。政府が提出されたところの予算書を拜見して見ますと、食糧管理の収入には、芋粉も穀粉もあるのではありません。併しこれは、或いは政府が保有しておるところのものを考えて、予算には計上されておるのであるか存じませんが、将来において或る程度のこういうふうな芋、或いは穀粉というふうなものは、主

されておられません。併し予算の説明書の方に文句で、この予算の範囲内において余裕があるならば、この甘藷、馬鈴薯を買い手ができるといふ説明になつておられますので、この点は買ふことについて予算上支障がないと考へておられます。それで、その余裕あるや否やの問題でありまして、これは私共いろいろ検討いたしておられますが、例えば、超過供出を来年は三百万石ばかり見ておられますが、実情は従来の経験からいたしまして、それ程の買入はできないものと考えておられますので、只今申上げましたような八十億程度の金額は必ず捻出ができると考へておられます。

○藤野繁雄君 今度の食糧管理法の一部を改正する法律案を見てみまうとすると、芋の加工は主食から外して行こうと、こういうふうなお考へのようにあります。併し他方日本の食糧の将来を考へて見ますと、主食として配給は外すといふにしても、芋類の増産は徹底的にやつて行かなくちゃいけないじゃないか、こう考へるのではありません。そのためには、芋の加工利用の方法を研究して行かなくちゃできない。そして今やこの点について、いろいろ各方面で研究しておられるようでありまして、まだ完全なもの、これだといふようなことが決定してないようであります。この際日本の食糧の将来を考へまして、芋類の加工について積極的指導し、又これらの仕事をやるのについては、或る一定の奨励金を出して、将来のいざという場合の対策に講ぜられる御準備があるかどうか、この点お伺いしたいのであります。

○政府委員(藤田巖君) 只今お話の通り、芋の統制が撤廃はされましたが、日本の食糧の事情なり、又芋というものが我が国農家経営上非常に必要であるといふ見地からいたしまして、是非ともこの生産が落ちないよう農政的な見地からいたして参りたいと考へておられます。その意味におきまして、只今御指摘のございました加工の奨励、或いは加工設備の改善、能率の向上、こういうふうな問題については私共もできるだけの力を注ぎたいといふ考へでございまして、それに対して現在措置等につきまして考へておられまして、大蔵省方面と目下予算の問題について折衝いたしておられます。

○藤野繁雄君 どうか只今農政局長さんのお話の通りに、積極的に案を練つて頂きたいと思つておられます。

それから今後の芋のことを考へて来て見ますと、池田さんからもいろいろ話がありましたが、或る程度の作付転換は予想せられるのであります。作付転換をいたしましたら、この際一番先に出て来るところの問題は、種芋の問題じやなからうかと思つておられます。こういうふうなことを考へて見ますと、統制を廃止すると同時に、如何なる芋を奨励するかというふうなことで種芋のことを考へなくちゃできないと思つておられます。そうするのには種芋がなかつたらば適當の所から持つて来なくちゃできない、こういうふうなことになるのであります。種芋の取扱といふようなことについて、具体的に如何なる品種のものをどういふふう利用するといふような計画がありますか。

うか、この点お伺いしたいのであります。

○政府委員(藤田巖君) 先程食糧庁長官からのお話のございましたように、四億貫を限つて政府が買入れる。従つてその品質についてもやはり條件が附くと考へるわけでありまして、従つて私共といたしましては、その意味からいたしまして、尚又一般に自由になりまして、品質の悪い芋は消費者に喜ばれない。又価格も非常に叩かれる。こういうことでありますからして、優良品種への転換は極力やつて参りたい。大政府の買入の数量は別といたしまして、それ以外は農業者団体の、或いは受生産地における集荷業者、そういうふうな方達の御助力を得まして、生産地方面と消費地方面との緊密な関連を付けなければならぬ。それから又工業用の原料につきましては、工場と生産地との結び付きを付けなければならぬ、さういふ考へておられます。そういうふうな計画についても具体的にいろいろ研究はいたしておられますが、又これに対して流通面での円滑化を図りますための、例えば協議会の開催でございまして、或いはその他の斡旋につきましての費用につきましても、政府において若干なりともこれが補助をいたしまして、これが円滑にやるようにしたいといふことで、それに対する予算も計上いたしまして、先程申しましたように、今交渉をいたしておられます。

○委員長(楠見義男君) 大臣は時間がないようですから、できるだけ大臣に對する質問を先にやつて下さい。

○岡村文四郎君 大臣にお伺いをいたしますが、これは実に重要なことで、

もう少し早くお伺いをしたいと考へておつたのであります。私一人でない、殆んど農林委員全体にそういう疑問があると思つておられます。農林恐慌が来ないといふことを大臣は考へておられるし、各所でそういうことを言われておられますが、これは全国的に全部の県がさういふと我々も考へておられません。実は昨日、一昨日の二日に愛知と三重の農家の方にお会いいたしまして、非常に農家が金詰りになつておられるし、年々それが非常に強くなつて来るといふことをお話をしますと、さうですかとさういふお話をしますと、水のような顔付きをしておられます。実際にさうだと思つておられます。

ところがその半面農村の事情は大體において非常に困つておられます。そこでインフレがデフレの問題で、我々は聞いておられますが、非常に疑問を持つのであります。デフレとインフレの境は、インフレを制止いたしますとそれを境に必ずデフレになる兆候にあらなければならぬのが経済の建前であります。若しさうでなくて、インフレを止めたなりでそのものが持続することがないのであります。必ず物が下り、或いは金詰りが来、いろいろな形においてデフレ傾向が見えるのが当然であります。それを何も今頃議論するのではないのであります。農村が段々不況に迫られておるといふことを農林大臣がよく御認識になつて、今後の農村のあらゆる施策に御協力を願うのでなければ、日本の農業は立ち行かないと考へておられますので、農林大臣が閣僚の一人として、民主自由党の人として、今は交りまして自由党の人として、そういうことを言われん立

場にあるから言つておられないのかどうか知りませんが、私の方は実態を掴んでおられます。殊に金融関係におります関係でよく分るのであります。非常に困つておられますことは、二十二年、三年、四年と年々高まつて参つておられます。二十三年度あたりには、新年から今頃無担保貸付の要求は全然なかつたのであります。又去年もばつ／＼出て参つておられますが、今年になつて貯金の歩留歩合は、これは貯金が一時に殖えたから、或いは農家でその金が止つておるとは考へておられません。金は目標に達しなくてもそれは俄かに抜けなければそれで結果はいふことに相成ります。が、今急に非常に困つて来るといふのは、今までのさうでなかつた九州方面、裏日本方面に非常にその度が増して来ておられます。これをこのままでは今までのようにお考へて大臣がお進みになり、大蔵大臣その他にさういふ気持でやつて貰いませんと、大臣が現在言つておられますような気が本當の気持であるとすれば、我々は非常に脅威を感じ、変つた考へ方であるといふとやつて行かなければならぬことに相成ります。非常に食ひ違ひが生じますので、大臣は本當にさういふ考へをしておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(森幸太郎君) これは重大な問題であります。私は今日の農村が決して落着いておるとは考へておりません。併し恐慌という言葉を殊に農民組合の方々がお使いになります。又新聞記者諸君などにお目にかかりまして、農村は恐慌が来るといふこと、どういふ程度のことを恐慌と考へておられ

るのであります。私は……、農村が落着くという事を目標として政策を立てて行かなければならぬのであります。ところが恐慌々々と言うて宣伝というか、余りにやかましく言うことは、農村自体が、これは恐慌が来るのではないかというような取越し苦勞と云うか、心配をし過ぎてしまふということ。第一私は恐れるのであります。食糧の危機到来するということを叫んだがために……食糧を危機に追い込んだ過去の実績があります。今日はインフレで参りました日本の経済を、一時これを転換さすというように国の政策をそこに持つて来まして、御承知の予算の建前からすべての組織がそこに向いて来たのであります。ひとより農村だけではないのであります。これはもう中小工業のもの、或いは労働者も月給取も、今までのようなインフレ時代のふか／＼しておつた時代とは現に違つて来ております。で農村恐慌と過去の歴史を考えると、農村恐慌と過去の歴史を考えると、商売しなければ馬鹿だ、月給取をせなければ馬鹿だ、百姓しておる奴は馬鹿だ、こういふふうな農村を顧みずして段々と商工に走つて行くと、農村は今に荒廢に帰してしまふというやうな時代が来てはこれは本當の農村恐慌であります。今日はあらゆる階級が経済の切替轉換によりまして、相当な程度において平均的な苦痛を嘗めてゐるのであります。決して農村だけが苦しい。他のものだけは楽だという時代ではないのであります。それでありますから、これは商工業としては中小工業に対して考へて行かなければならぬ。農家が農村に対してはここで恐慌だ／＼というこの心配を増さずして、落着か

すということに考へて行かなければならぬ。それでありますから、私は恐慌という言葉を使いたくないのであります。然らばどうするか、それは拙つて置けばす／＼その生活が苦しくなつて来るのでありますから、そこに対策を立てて行かなければならぬ。殊に金融問題のごときは農業協同組合を作りまして漸く二年後であります。殊に農業の資産を受取るのに金がない。五十億の金がなければこの資産が受取れない。そしてその農業協同組合の実態を調べますと、いろ／＼な売れもしないやうな農機具等を非常に抱き込んで到底これを始末しようがないというやうな農業協同組合もあるものであります。而も農地は担保力がありませぬから金融に行詰るの土台当然であります。従つてこの金融面につきましては、さやうな浮動担保では仕方がないので、しつかり落着いた担保によつて、できるだけの金融を考えよう。この間もどのくらいの担保力があるかというところ三十五億を……だという話であります。何というても金のことであるから、しつかりした担保力をして、これを中金の方から十分廻すやうに政府としても金融の方面からさういふやうな方向に行くより途がないと考へますが、この現在の農村にいたしましては今まで非常に金がだぶつておつた。だぶつておつて物を買ひ癖がついておる。ところが金がなくなつてしまつて、もう金の流通が少なくなつて参りましたから、金の収入が少なくなつて来た。そうして金の使い癖がまだ残つておる。そこでどうも農村はいけな／＼という声が出て来るのであります。そこでどうしてもこれは課

税の方面についても勿論税制の方面から考へて行かなければならぬ。又農産物の価格につきましても、今後これを或る程度に維持して、そうして再生産のできるように制度を持つて行かなければならぬ。又生産の方面においてはできるだけこれを増強するやうに指導力によりまして、技術の改良、浸透を図り、さうして増産を図つて行くという、あらゆる角度からこの農村に対しての政策を持つて行くという事は、これは當然の仕事であります。恐る恐る々々と威しつけて見たところ、それに対しての対策を考えなければ駄目でありませぬ。私はできるだけ農村の氣持を落着かせせて、さうして行くことが今日採るべきことであると思ひます。余り恐慌々々という言葉をすることは私はいけな／＼ことであるとかやうに考へておるのであります。農村におきましても、今日の金詰り等につきましても、今後に対して相当地は自覺をされました。その自覺されたことが協同組合の貯金の面に現れて来ております。殊に東北方面においてその貯金が殖えて来ております。近畿方面がまだ非常に心配せられるやうであります。中金の帳簿から眺めて見ましても、今までのやうに農家が金を粗末にしない。金を大事にしましておるという形勢が確かに現れて来ましたが、ここは農村が落着いて来たのではないかとこのことを考へるものであります。この体制を助長いたしまして、農村を落着かせさすやうにあらゆる政策を持つて行きたいと、かやうに考へておるのであります。決して今日農村はいい、楽であるということば毛頭考へておりませぬ。ただいけな

いいけないと、余り恐慌の念を駆り立てるといふことは決して農村のためにいいことではないとかやうに考へるから、私は恐慌々々と言われる程の恐慌は今日農村だけにあるのではないといふことを申し上げておるわけでありまして、決して農村が商工業に比較して楽であるというやうな安全な、安定的な考へ方は私は持つておるわけではないのであります。何とかここで食い止めて行かなければならぬところ、に政策を持つておることを御了承願ひたいのであります。

○岡村文四郎君 親心として、大臣のお話も分らんわけではないのであります。私は逆に、これは百姓が言うのでなくて、全面的なデフレを目標にして、農村は恐慌だということを言つておると思ひますが、私はさういふ困つたことになるといふことは成るだけ言いたくないのであります。併しながら今大臣のお話しするやうなことでなしに、ピンツを早くするのには、やつぱり農村恐慌が来やせんかと言ふことは悪い事ではないと思ひます。それはどういふことかと申しますと、それは大都市附近、例えば東京を中心とするこの附近の農家は非常に引締つております。そこでそのことはすぐ分りますが、遠い所に行くに従つて、その農村のこれらの先行く先も十分に知らないで、余りにも今の日本の現状の見通しがつかないで、相も変らん氣持でやつておるものが非常に多いのであります。私は一刻も早くそれはいかんことを知らしめ、例えば恐慌だと言ふ言葉が悪ければこれを使わんでもいいのであります。併しながら不況になることはやつぱりどうしても来るのであります。これはどうしても知られた方がいいと思ひます。そこで百姓が一人で困るのではないというお話であります。それが非常にいいので、飛んでもないことなんで、そこが一体間違つたことなんだと思ひます。それならばどうかと申しますと、仮に給料取と農家との実態を比較して見ますと、給料取で一年十五万円の月給取は今日さしたる大月給取ではありません。併しながら農家で十五万の収入を得ますと、今後は多少違ひますが、二十四年度あたりは相当の課税をされております。そこで段々逆比例をいたしまして、さうして肥料も上つて参ります。その計算をして見ますとすぐ分ります。一年十五万の給料取と、僅か十五万しか所得がないという業者と、百姓とを較べますと、その百姓は方法がつかまへせん。本年度の申告、二十四年度の申告あたりは、農産物検査と言つてすつかり調べて、さうして協同組合に行つて調べれば歴然として分ります。……後の開示は分りませぬが、これはさしたるものではなく、大半が全部数字に準つておまして、抜き差しできないのであります。給料取もさうであります。うが、商人、一般の商工業者はそれと違つてな／＼やりくりがつくので、やつぱり百姓が歩が悪い。これは百姓の歩の悪いことは徳川時代から承知はいたしておりますが、徳川時代よりは少し歩のいいことは事実であります。併しながら今大臣のお話しするやうな氣持でなくて、一歩進んで、これでは駄目だから大いに節約もし貯蓄もし、さうして外国市場を相手にして生産をしなければならぬ農業になつたのだから、今までのやうでは駄目だとい

うつもりで、もう少し困つた方を宣伝した方が私はむしろいいと思う。それを逆にそうではなくて、恐慌というこどはいけない。今の政府の政策が悪いと言われるからいけない。そう言わん方がいいというこどは、これは誠にこを思わんこどであらうと思う。それは一々数字も挙げますが、困つてゐることは事実でありますから、これは他の議員誰に聞いても分りますが、どうも今の政府の言つておりますことと情勢が食い違つてゐることを遺憾と思ひます。全く農村は日に日に困つてゐる。今年より来年は又困るというのだから、何等かの方法でこれを救済しなければいかんというつもりで政策を立てることをお願いしたいと思ひます、如何ですか。

○国務大臣(森幸太郎君) 恐慌と言つと、何か政府が無策のために恐慌になつたというふうな気持から、ただいかにんという、そういう気持は私はないのであります、私の恐慌という言葉の嫌いなのは先程申した通りであります。今のお話の納税の問題につきましても、さういふ非常に不公正な課税がされておりましたので、二十五年度におきましては、これをできるだけ公正な立場において課税するという、税の根本的改正をするわけでありますが、私はこゝういふ問題については、特にこの指導連の非常な活動を私はお願いしなければならんと思ひます。協同組合が、私は、まだ二年しか経ちませんから、これを真正面から批判することは、これは差控へたいと思ひますけれども、余りにも私はその協同組合を組織いたしました二年経つた今日、眺めまして、本當の協同組合が出

来たかどうかということを中心に疑うらいな……疑う点もあるものであります。これであつては、折角農家のために、折角自分等が作つた協同組合であるという觀念が湧いて来ない。それで、それから協同組合の業績も上つて来ないわけでありまして、指導連のこどときこゝういふ場合において最も重要な働きをして頂かなければならんと思ひます。政府におきましても、決して楽に安心しておれ、そのうち何とかしてやるといふようなことは毛頭考へておりませんので、できるだけ農業政策の上において、農業の経営がうまく行くように、あらゆる角度から智慧を絞つてやつておるわけでありまして、併しこの際恐慌が来るからといふので、威して見たところ、これはまあ何にもならんので、ただ農家自体に自覚せしむるというこどの基礎を作ることは勿論であります、これは指導連なんかが、殊にこの際は率先して御活動をお願いして頂くべきものであると、私は考へるわけでありまして、政府におきましても、今後の食糧問題が、国際関係がますます深くなつて参ります以上、日本の農産物に対して、どう

いうふうな処置を取つて行くかということも、心の中に入れて置かなければならんが、又置くわけでありまして、それを農家自体が取越し苦勞をして、先はどうなるのだ、こゝうなるのだというふうな心配をさせるというこどは、決して策を得たものではない。併し安心してなさい、何とかしてやる、どんなこどがあつても大丈夫という氣持にならしめるような政策を採ること、は、今日必要だろが、さうかと申して、文心配さして行く方が始末しい

し、氣張りおるからいいじやないかというふうな氣持で、私は恐慌宣傳をすることはどうかと考へてゐるわけでありまして、指導連等の活動を促しまして、今日の時局の見通しというふうなこどにつきましても、これはあらゆる角度から指導して行かなければならん、かように考へておるわけでありまして、又税金の方面についてもいろいろ御議論もあらうと思ひますが、税制の方面から申しますと、相今度改正されまして、負担も軽減されるわけでありまして、月給取なり農業者はガラス張りである、商売人は二重帳簿でござんすから楽だ、こゝういふふうなこども、ごまかすこどがよいのか、ガラス張りがいいのか、これは考へなければならんが、闇取引しておりましたものも、漸次これは課税の対象としてやつて行くのでありますから、暫くその税制の方面も長い目で見て頂くならば、悪いことをしたから、悪いことをして逃れておる、正直者が馬鹿を見るというふうなこどでないようになるのではないか、かように考へております。

○藤野繁雄君 只今農林大臣から、農村恐慌対策としては、指導連が十分活動しなくちゃできない、こゝういふような言葉を頂戴したのであります、現在おのの状態からいたしまして、各指導連は、非常に財政的に困難を感じておるような次第であるのであります。これを十分に活動させたならば、只今大臣からお話の通り、十分働くこどができるのであらうと思ひます、財政的に困つておるのであります、これ

を十分に活動させるように、政府は何らかの施策を講ぜられる準備があるかどうか、お尋ねしたいと思ひるのであります。

○国務大臣(森幸太郎君) 独り指導連だけに責任をかけるわけでありません。販購連も事業団体として、又信用組合もやつて頂かなければならんのであります、協同組合もやつて頂かなければならんのであります、資金の面についてはお話の通り非常に行詰つております。而も担保力のない農業者の集りでありまして、従来のような金融の面が、市中銀行等においてはつかぬのは當然であります。従つて政府におきましては、この指導連と協同組合等に対しては、その組合の基礎を鞏固にいたしまして、さうしてその組合の信用によつて金融の道を図るというこどが、ひとり残された道と思ひます。今回協同組合法の一部を改正いたしますのもその意味であります。又の組合の運営におきましては、政令を以てその信用を高めるような方法を考へたしまして、さうして健全な協同組合の発達を助長したい。かように考へておるわけでありまして。

○北村一男君 先刻大臣が岡村議員に対する御答弁で、農産物の価格維持もその一つであるといふ御答弁がございまして、最近御承知のようには、この価格維持制度の確立というこどは、各方面から要望されて参つておるのでございまして、大臣がすでにその必要を認められておられますならば、定めし御構想もあると思ひます、その一端をお洩し願ひたいと思ひますのであります。私は供出制度によ

る、つまり買上げ価格が従来ともすれば低価格、低賃金の中心の推進力になるために低米価に置かれておる。これを今度は逆に適正の価格を維持する制度に御活用下されば、農産物価格維持の一つの方法になるのじやないか、こゝういふふうに考へるものでございまして。

それからこれはやはり新聞発表で丁度大臣のお話を誤解して伝へたように、或いは誤りかも知れませんが、新潟で地方新聞を見ますと、安孫子長官の談として、本年度の産米についてはパリティ計算により買上げ価格を計算するが、来年からは生産費による買上げ価格に持つて行きたいものであるといふような意味合の記事が載つておりました、これは農産物価格維持の制度を併せて来年考慮する、こゝういふ意味のお言葉であつたのかどうか、大臣と食糧長官の御答弁を頂きたいと思ひます。

○国務大臣(森幸太郎君) 米価の問題につきましても、たび／＼繰返される問題であります。どの程度が適正な価格であるかといふことにつきましても、これは随分議論もあらうと存じます。米価審議会におきましても、なかなか理論的な米価といふものは定め得られなかつたように思ひますのであります、これは相當議論が立つと思ひます。殊に生産費と申しまして、これは個々別々でありますので、生産費を見つづけるというこども、やはりその中脬を取らなければならんと思ひます。今日の米価が低米価に決めておるというのでなくして、この米を生産するに於いての必要な資材と、こゝういふふうな指数によつて上

というように、このことに相成りますならば、如何に指導連を作つても、ただ仏作つて魂が入らなかつた結果に陥ることを憾むのであります、この点を今日研究になり、この方策をお建てになつていかうかといふことの、若しお建てになつておりますならば、この際御答弁を煩わしたい。若し答弁ができなかつたら、この方策に基いて十分に研究と調査と徹底的な方策を建てて頂きたい、かように冀うものであります。

○政府委員(藤田巖君) 只今の御意見は、若しも指導を徹底せしむるならば、指導連系統の団体を末端の市町村組織にまで確立する、それによつてやるべきだ、かような御意見でありましたが、御承知の通り現在末端におきましては、従来の農業会及び産業組合、こういうふうな系統ではございませんので、いわゆる総合的な農業協同組合というふうなものが一つになつてやつておる。勿論お話のように、いろいろの仕事を経済事業も合せて行ふ。又指導もやるということでありますと、どうしても経済事業に重点が置かれて、指導が徹底しない、こういう御意見もあるのであります、これは一長一短あると考へます。例えばこの指導をいじまして、それを全部農家の負担に、農家からの経費の納入によつてやつて行くといふような形にいたします方がよい、或いは事業は行ないながら、その事業によつて得たところの収益を以て、一方指導的な仕事の経費を使うと、こういうふうにするのがいいか、これは私は一長一短があると思うのであります。従来いろいろの経過で或いは分裂をしており、或いは又それが統

合されておき、或いは又それが分裂すると、こういうふうな経過を繰返してゐるのであります。私は率直に申せば、末端の組織においてはやはり一本がよいと思ひます。それでただ上になりました場合はそれはやはり指導と経済というものが或る程度分裂をいたしまして、それ／＼やるべきがその時の時の情勢があるわけでありまして、現状においてはそれが指導事業をより積極的に行ふ方法ではないかと考えておるのであります。今回国会に提案をして御審議を得たいと考えておりますものも大体そういうふうな考え方で進んでおるわけでありまして、ただ問題になつております改良局の關係の改良普及員と農業団体の技術員との關係が非常に面倒な問題だと思ひます。これは私はいづゆるエクステンションの仕事であつて、農業団体のものは、それは層層輔導の關係によつて農業団体の扱います、例えば資材とか、資金とか、その裏方によつて指導普及を図ると、こういうふうな両者がお互いに協力しながら、利用しながら進んで行く。そういうふうな態勢で進むことが現在としては一番よからう、今後もういふうな方向に進んで行きたいと思ひます。

○池田宇右衛門君 只今農政局長の御答弁によりますれば、現在の日本の農業においては、市町村は總合でいいと、ここに非常な矛盾があると思ひます。今経済事情が相当行詰つておる。岡村さんの説にもある通り、金融方面において行詰つた農村が優秀な技術員を頼むのにどこから経費が捻出いたされましか。以前は町村がその農業な

り、或いはその他の団体に助成をして優秀なる技術員を置いた。又県においても相当指導方面に優秀なる県の嘱託の技術員があつた。然るに町村の農業協同組合が経営難に陥つてゐるこの際においては、尙且つ指導連の方にその割くところの経費に苦しむ。一体日本の農業組織は申上げるまでもなく、細農組織でありまして、農家が負担をして技術員を抱えて農業経営をする程の、まだ日本農家におけるところの余裕は段々生じて来ないのであります。日本農業は申上げるまでもなく、県も国も町村も補助政策によつてそれ／＼団体の経営が確実、現実化されたのは御趣旨の通りである。然るに町村は總合である。町村の總合の農協が非常に行詰つて、行詰つておるこの指導を強化すると、それは理想であつて、絵に描いた餅のような結果になり終つてしまふ。ここに私は日本農業を近代農業化するだけの決意と、又国土計画によつて地方産業の進展を図りながら、市町村こそ指導陣の強化と、十分に各農家の安全経営をさせることに日本農業を今日近代化する最も強い方針だろつと、かように信ずるのであります。これをなさなかつたならば恐らくこれも空想空論に終るような虞れなしとしないのであります。今一段と十分に御研究を煩わしたいと、かように希うものであります。

○岡村文四郎君 段々時間がなくなつて来ますので簡単に……、実は大臣の話も承りまして、農村が困つておる、困りかけておるといふことは御承知の通りであります。そこで今までのない農村の困り方になるというのをよく御承知になつて置いて貰いたいと思ひ

ます。そこで普通のとき、普通の状態で行くうちは結構であります。私が今言つて置きますことは必ず實現することによつて非常に困つて参ります。それは何と言つておりましたも、二十五年、六年と農村は必ず一年ごと困つて来るというのを確言しております。そこで担保力がないので、信用を担保にすることは非常に困難であります。大臣はここで一つ大英断を以て方針を立てられて、私の希望は、日本の現田畑、耕地を担保にいたしまして、国家が少くとも八百億の金を準備して、そうしてそれを十分に検討して農家に貸付けるといふ方針でも立てなければ、何にも担保力がなくなつて、そうして今土地改良をやりました

が、今まで土地を持つことができなかった人が土地を持つことができません。もう少し行詰つたら方法がつかない。それを協同組合に持つて来られても協同組合が担保力がないので困るのが事実である。そういうことがあることを予期いたしまして、当然國で田畑を担保にして、八百億は無理な金とは思ひません。現在の日本の田畑を担保にすれば八百億の金は出ると思ひます。それを出さなくても結構ですから、出す準備をするようにお考えを願つて進めて頂くことをお願いいたします。

それから食糧長官にお伺ひいたしました。甘藷、馬鈴薯の買上数量は決つたのであります。馬鈴薯一億三千万貫の中で北海道で幾らお買いになるつもりであるか。それから生産者の価格は内地も北海道も同じ価格で買いになる計画であるかといふことをお聞きしたい。それから追加割当で雑穀八十萬石殖として割当てられておつたが、そ

れは何を目標として八十萬石とされておられるか。それから雑穀も米と同じように、歩合は違ひましても超過供出に対する奨励金を出さず見込があるかどうか。それをお聞きいたします。

○政府委員(安孫子藤吉君) 馬鈴薯の北海道における買上数量は、北海道の農業事情も考慮いたしまして、私共の方としては相当無理な数字であります。が、或る程度余計なものを買いたいといふことを考へておられます。北海道庁では七千万貫といふお話を私共は受けておりますが、そこまではとても行かないと思ひますが、できるだけ農業事情も考慮いたしまして多く買いたいと思つておりますが、最終的には決めておりません。

それから価格の問題であります。これは対米価格の關係でやるわけでありませんが、これは考へ方といたしまして相当大量に北海道から買上げにやらんといふことになりまふと、これは処分は内地において処分する外はない。そうしますと途中の輸送費が相当大きなものがかかる。そうしますとやはり産地における価格を或る程度低めなければ、そこで赤字といふことはあり得ると思ひます。新炭その他においても出しのいい所と悪い所では価格が違ひ、或いは原木の価格が違ひ、これは経済の一つの原則だと思ひます。完全統制をやつておられますならば全面的にプールの計算をやりますが、その事情が崩れて参りますれば、そういうことに場合によれば追込まれざるを得ないのじやないかと考へます。一にかかつて数量の問題と絡合つて来ると思ひます。只今研究中であります。

それから雑穀の超過供出奨励金については大體御趣旨の線によつて考へて行こうと思ひます。

○岡村文四郎君 八十萬石の割当の目標は……。

○政府委員(藤田巖君) 八十萬石とお話でございますが、北海道に対して昭和二十四年度に比しまして、生産割当の増加いたしております分はたしか三十萬石くらいであります。八十萬石とお話になりましたが、全国の……。

○岡村文四郎君 全国で……。

○政府委員(藤田巖君) 雑穀の生産割当の増加であります。それでこれは地帯地帯によつていろいろ違ひわけでありまして、これはその外今度の生産割当を雑穀の種類別にそれ／＼指示いたしておりますが、大體の目標でありまして、それは代替して構はないわけですが、その内訳は私ちよつと記憶いたしておりますが、やはり北海道で作つて頂きたいと考へておりますものは、恐らく大豆及び「とうもろこし」で、こういうふうなものが相当多い数量を占めるのじやなかつたかといふうに思つております。

○委員長(楠見義男君) それでは時間が来ましたから、本日はこれで散会いたしますと思ひます。

午後五時十二分散会

出席者は左の通り。

- | | |
|-----|---------|
| 委員長 | 楠見 義男君 |
| 理事 | 羽生 三七君 |
| | 柴田 政次君 |
| | 石川 準吉君 |
| | 藤野 繁雄君 |
| 委員 | 池田宇右衛門君 |
| | 北村 一男君 |

國務大臣

德川 宗敬君
池田 恒雄君
岡村文四郎君

政府委員

農林大臣 森 幸太郎君

農林事務官 藤田 巖君
(農政局長)
食糧庁長官 安孫子藤吉君

二月十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八條中「諸建物の購入、建造、保全若しくは修理若しくは土地の購入若しくは借入に使用し、又は指定された事業以外に、若しくは指定された事業以外に、又は」に改める。

第十六條第一項第一号及び第二号中「四割五分を二割に改め、同項第三号中「一割」を「二割」に改めて同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村の数に応じて各都道府県に配分する。

第十六條第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改める。
第二十條の次に次の一條を加える。

(補助金の交付の停止)
第二十條の二 農林大臣は、第十七條第一項の承諾書を提出した都道府県における事業の実施状況が実施計画に適合しないと認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

第二十三條第一項中「第十六條第一項第一号及び第二号の規定による補助金の割当又は交付をしないとき」を「第十六條第一項各号の規定による補助金の割当若しくは交付をしないとき、又は第二十条の規定により当該補助金の交付をしないとき」に、第四項中「不要額とする。」を「第十六條第一項第四号に掲げる都道府県に交付することができる。」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国有牧野解放に関する請願(第七〇二号)
一、熊本県本渡町のかんがい、用水路施設工事費国庫補助に関する請願(第七二三号)

一、蚕業技術員の身分安定に関する請願(第七二二号)
一、繭並びに生糸価格安定制度設定の請願(第七三六号)

一、蚕業技術員の身分安定に関する請願(第七三七号)
一、国営競馬馬券の控除率軽減に関する請願(第七四〇号)

一、国有林野解放に関する請願(第七四五号)

一、蚕業技術員の身分安定に関する請願(第七四七号)

一、蚕業技術員の身分安定に関する請願(第七四八号)

一、繭並びに生糸価格安定制度設定の請願(第七四九号)

一、兒島湾淡水湖化実現に伴う障害除去の請願(第七五五号)

一、秋田県下岩川村三種川筋左岸普通水利組合幹線水路開き工事施行に関する請願(第七七〇号)

一、山林樹苗養成に対する助成の請願(第八〇七号)

一、岩手県永岡村に温水ため池設置の請願(第八二二号)

一、競馬の民営反対に関する陳情(第一四六号)

一、農地改革打切反対に関する陳情(第一四八号)

一、牛乳供出リンク飼料の価格に関する陳情(第一四九号)

第七〇二号 昭和二十五年二月三日受理

国有牧野解放に関する請願

請願者 福島県田村郡夏井村 草野保忠

紹介議員 橋本萬右衛門君

東北地方は全国有数の畜産県であるが、その放牧採草地の大半を国有牧野に依存している関係で、優秀な技術と適切な立地条件に恵まれながら充分なる発展を期待できない状態であつたが、昭和二十二年十二月自作農創設特別措置法の一部改正に伴つて、国有牧野の開放が実現の運びとなつたが、大蔵省はこの開放に要する測量その他の経費を明年度予算から削除し、有償拂下げの意図と聞くが、かくては一部有力者の独占となり折角の自作農創設特別措置法の精神が失われることになるから、既定方針通り国有牧野の解放を図りたいとの請願。

第七一三三号 昭和二十五年二月三日受理

熊本県本渡町のかんがい、用水路施設工事費国庫補助に関する請願

請願者 熊本県天草郡本渡町長 大谷秀彦外百八十六名

紹介議員 内村 清次君

熊本県本渡町地区内の農地のかんがいは従来から広瀬川のみ依存していたため、同川が渇く際は用水不足を生じ年々かんばつに見舞われこの対策として昭和十六年ため池の設置ならびに用水路の幹線施設が計画、着手されたのであるが、昭和二十四年三月漸くため池のみが完成したに過ぎない。しかし現在では用水路が未着工のため導水路がない点で折角のため池を充分に利用できない状態であるから、民生安定と食糧増産の見地から用水路施設工事費を国庫補助せられたいとの請願。

力者の独占となり折角の自作農創設特別措置法の精神が失われることになるから、既定方針通り国有牧野の解放を図りたいとの請願。

第七一三三号 昭和二十五年二月三日受理

熊本県本渡町のかんがい、用水路施設工事費国庫補助に関する請願

請願者 熊本県天草郡本渡町長 大谷秀彦外百八十六名

紹介議員 内村 清次君

熊本県本渡町地区内の農地のかんがいは従来から広瀬川のみ依存していたため、同川が渇く際は用水不足を生じ年々かんばつに見舞われこの対策として昭和十六年ため池の設置ならびに用水路の幹線施設が計画、着手されたのであるが、昭和二十四年三月漸くため池のみが完成したに過ぎない。しかし現在では用水路が未着工のため導水路がない点で折角のため池を充分に利用できない状態であるから、民生安定と食糧増産の見地から用水路施設工事費を国庫補助せられたいとの請願。

第七二三号 昭和二十五年二月三日受理

蚕業技術員の身分安定に関する請願

請願者 岡山市上伊福九四六ノ二岡山県養蚕販売農業協同組合連合会長 坂本榮

協同組合連合会長 友保知外二千五百六十六名

紹介議員 島村 軍次君 黒田 英雄君 太田 敏兄君 板野 勝次君

蚕業技術員設置費は、繭糸の統制撤廃の結果実質上養蚕者の負担となつているが、繭価格が安価で不安定のため、養蚕者の支出は非常に困難であるため、技術員の身分の不安定に、繭の生産に支障をきたしているから、技術員の身分安定について格段の処置を講ぜられたいとの請願。

第七三六号 昭和二十五年二月四日受理

繭ならびに生糸価格安定制度設定の請願

請願者 高知市北興力町四八高知県養蚕販売農業協同組合連合会長 坂本榮

組合連合会長 坂本榮 亀外三千三百十八名

紹介議員 天交 太藏君

繭糸の統制撤廃後の繭ならびに生糸の価格は、極めて不安定な状態であり、他の農産物に比して、著しく安価であるので、農家は安んじて養蚕を行ない得ない有様であるから、早急に繭ならびに生糸価格の安定を図られたいとの請願。

第七三七号 昭和二十五年二月四日受理

蚕業技術員の身分安定に関する請願

請願者 高知市北興力町四八高知県養蚕販売農業協同組合連合会長 坂本榮

組合連合会長 坂本榮 亀外二千八百七名

請願者 東京都千代田区内幸町

一ノ二旧東拓ビル内東
京競馬場主協会内馬
券控除率軽減期成同盟

内 鈴江繁一外一万四
十二名

紹介議員 小串 清一君

競馬法制定当初一割五分であつた国営
競馬の馬券の控除率が、現行三割八分
に引き上げられた結果、馬券購入者の
損失は多額となり、馬券売上高を激減
し、却つて政府収入に重大な影響を興
え、反面入場者の馬券買方は投機化す
る等憂うべき情勢にあり、一方物価の
騰貴に伴ない低賃金の放置、馬主の
変動、交替等はげしく、このままでは
国営競馬の運営は危機に陥るから、競
馬の明朗な振興を図るため、控除率を
一割八分まで引き下げられたいとの請
願。

第七四七号 昭和二十五年二月六日
受理
蚕業技術員の身分安定に関する請願
請願者 高知県幡多郡下川口村
下川口村蚕業農業協同
組合長 竹葉新太郎外
二千八百四十三名
紹介議員 入交 太藏君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じ
である。

第七四八号 昭和二十五年二月六日
受理

蚕業技術員の身分安定に関する請願
請願者 長野市南町八四四全
長野県蚕業販売農業協
同組合連合会長 木下
照一外二万四千五百名
紹介議員 池田宇右衛門君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じ
である。

第七四九号 昭和二十五年二月六日
受理

蘭ならびに生糸価格安定制度設定の請
願
請願者 福島市上町一〇福島県
養蚕販売農業協同組合
連合会長 佐藤善太外
五万六千三百十四名
紹介議員 油井賢太郎君
この請願の趣旨は、第七三六号と同じ
である。

第七六五号 昭和二十五年二月七日
受理

児島湾淡水湖化実現に伴う障害除去の
請願

請願者 岡山県邑久郡行幸村大
字福岡八二七邑久和氣
用排水組合会議内 小
西静太外二十三名
紹介議員 太田 敏兄君
今般政府において計画されている岡山
県児島湾淡水湖化工事は、同地区一帯
の農業および漁業に重大な関係があ
り、とくに地勢上邑久、和氣両郡にお
よぼす排水ならびに漁業等に影響する
処は極めて大きいから、吉井川より排
出する土砂により湾口埋没が顯著であ
ること、地盤沈下に伴う高潮異変によ
り排水が困難化していること、海水遮
断により養魚不能となつて附近の漁業
に暗影を投ずることとなる等の各種障
害の排除対策を樹立の上本事業を実施
せられたいとの請願。

第七七〇号 昭和二十五年二月七日
受理

秋田県下岩川村三種川筋左岸普通水利
組合幹線水路開きく工事施行に関する
請願
請願者 秋田県山本郡下岩川村
長 近藤重太郎外十四
名
紹介議員 石川 准吉君
秋田県下岩川村ならびに森岳村は、旧
来からかんがい用水の不足を告げ、年
年かん害をこうむつてゐる。しかして、
県および村関係者の努力によつて、こ
の対策として、昭和十七年県営事業と
して下岩川村字外ノ澤地区に容量十万
立坪の貯水池工事を起し、昭和二十
二年漸く完成を見たのであるが、本工
事の最要部である幹線水路工事は政
府予算の關係で中止されたのである。
もし本水路工事をこゝまに放置すれ

ば折角の貯水池も宝の持ち腐れとな
り、国家的にも多大の損失となるか
ら、すみやかに本幹線水路工事を国庫
補助による県営事業として実施せられ
たいとの請願。

第八〇七号 昭和二十五年二月九日
受理

山林樹苗養成に対する助成の請願
請願者 栃木県下都賀郡桑村
菅沼良太
紹介議員 大島 定吉君 岡田喜
久治君 植竹 春彦君
戦時中の濫伐によるわが国森林資源の
荒廃が、治山治水を始め経済全般の振
興におよぼす影響を考へるとき憂心
堪えないものがある。しかるに造林事
業の現状は、優良苗木の不足に起因し
て遅々として進まず、未整理地は逐年
増加の傾向にあるから、樹苗養成の長
期事業性と現下の融資難にかんがみ、
目下政府で計画中の恒久的造林五箇年
計画に呼応し、造林完了までの苗は経
営事業に対し補助金を継続下附せられ
たいとの請願。

第八二二号 昭和二十五年二月九日
受理

岩手県永岡村に温水ため池設置の請願
請願者 岩手県胆澤郡永岡村長
代理助役 松本與四太
郎
紹介議員 千田 正君
岩手県胆澤郡永岡村地内永榮部落の水
田二百九十町歩の内百五十町歩は地形
的にかんがい水を北澤からの冷い流水
に頼つてゐるため、刈取期には青枯が
随所に見られてゐる。しかして反当り
収量二石五斗を收穫できる地力を有

し、かつ肥倍管理を施しながら減収の
原因である。冷水かんがいの解決を放
置しているため三百石減収を繰返すこ
とは、耕作者はもろゝん国家的にも多
大の損失であるから、現在本部管内の
地澤に計画されている温水ため池を昭
和二十五年に設置せられたいとの請
願。

第一四六号 昭和二十五年二月七日
受理

競馬の民営反対に関する陳情
陳情者 東京都千代田区神田東紺
屋町二八ノ一関東地方競
馬組合内 平沢権次郎外
二十三名
現行競馬法による公営競馬の実施以
来、その実態は急速に淨化され、その
益金は所期の目的に充當されてゐる。
しかるに最近競馬の民営論が伝えられ
てゐるが、これが実現されると会計経
理は不明朗となり、一部利権屋のちよ
うりようを許すことになる等到底その
目的達成は不可能となる。過去の
民営時代の実績にかんがみ極めて明ら
かであるから、競馬法の改正に當つて
は民営を認めず、公営方式を強化せら
れたいとの陳情。

第一四八号 昭和二十五年二月七日
受理

農地改革打切反対に関する陳情
陳情者 福井県大飯郡本郷村本郷
時間恒雄外二百四十七名
農地改革は実施以来三箇年になるが、
この間農地委員会の絶大な努力によつ
て農地の買収および売渡等は目標に
到達したが、今後さらに農地諸般の関
係を調整し、土地改良事業を急速に進

第七四五号 昭和二十五年二月四日
受理

国有林野解放に関する請願
請願者 岩手県胆澤郡水澤町北
下幅字尻掛二九ノ二胆
澤地方国有牧野解放促
進協議会内 下飯坂元

紹介議員 川村 松助君

岩手県胆澤地方の農家の一戸当り経営
面積を増加し、畜産を振興して、農民
の地位向上と生活の安定を図るため
に、現在同地方に所在する国有地内で
現在放牧採草用地として賃貸使用中の
もの、または今後設定を要する放牧採
草予定地等を所屬換えて、国有林の
内九千八百六十五町歩を解放せられ
たいとの請願。

めることによつて農業経営を合理化し、農民生活の安定を図るためには、農地委員会の存続ならびにこれら機関の所要経費確保による強力な活動を必要とするから、その機能を弱めるような改革には反対であるとの陳情。

第一四九号 昭和二十五年二月八日
受理

牛乳供出リンク飼料の価格に関する陳情

陳情者 宮城県知事 佐々木家壽
治

遅延した第三、四半期および第四、四半期牛乳供出リンク飼料がようやく最近に至つて配給されている状況である。しかるに今般飼料価格の全面的引上げをみた結果、この遅延した分の価格は引上げられた価格によつて支拂わねばならない模様であるが、配給遅延のために飼料の消費者である酪農業者が新価格によつて支拂わなければならないことは不合理であるから、第三、四半期および第四、四半期牛乳供出リンク飼料の価格は旧価格によられたいとの陳情。

昭和二十五年三月三日印刷

昭和二十五年三月四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所